

# 能登町公共施設等総合管理計画 改訂版



策定 平成29年3月  
改訂 令和3年12月  
石川県能登町



# 目次

## 1章 公共施設等総合管理計画とは

- 1-1 公共施設等総合管理計画の改訂について・・・・・・・・・・1-1
- 1-2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・1-3
- 1-3 計画期間・・・・・・・・・・1-4

## 2章 能登町の概要

- 2-1 位置・面積・・・・・・・・・・2-1
- 2-2 人口の状況・・・・・・・・・・2-2
- 2-3 財政の状況・・・・・・・・・・2-4

## 3章 公共施設等の現況と課題

- 3-1 対象施設・・・・・・・・・・3-1
- 3-2 対象施設の現状・・・・・・・・・・3-4
- 3-3 公共施設等更新投資可能額の設定・・・・・・・・・・3-11
- 3-4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費・・・・・・・・3-13
- 3-5 現況と課題のまとめ・・・・・・・・・・3-14

## 4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

- 4-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・4-1
- 4-2 数値目標・・・・・・・・・・4-3
- 4-3 実施方針・・・・・・・・・・4-4

## 5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

- 5-1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針・・・・・・・・・・5-1
- 5-2 その他建築系公共施設の管理に関する基本的な方針・・・・・・・・・・5-23
- 5-3 インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針・・・・・・・・・・5-27

## 6章 計画の推進

- 6-1 計画推進後の更新経費の見込み・・・・・・・・・・6-1
- 6-2 計画の推進方策・・・・・・・・・・6-1



# 1章 公共施設等総合管理計画とは

---

## 1-1 公共施設等総合管理計画の改訂について

### (1) 改訂の背景と目的

近年、我が国においては、高度経済成長期に建設された公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化が進行し、その対策が大きな課題となっている。また、地方公共団体においては、厳しい財政状況の中で人口減少・少子高齢化に伴う公共施設等の変化に対応していくことが求められている。

国においては、「インフラの老朽化が急速に進展する中、＜新しく造ること＞から＜賢く使うこと＞への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。また、平成 26 年 4 月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、本町でも持続可能な将来へのまちづくり設計の指針として平成 28 年度に「能登町公共施設等総合管理計画」を策定した。

本町では、公共施設マネジメントの取組みとして次の世代に負担を先送りしないよう施設の長寿命化や更新だけでなく、将来を見据えたサービス・公共施設のあり方を整理する「第 1 期能登町公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定した。

今回、更なる国の要請により、個別施設計画の内容を反映させた「公共施設等総合管理計画の見直し」に取り組むこととされており、本町においても能登町公共施設等総合管理計画の策定から 4 年が経過したことから、見直しに取り組み「能登町公共施設等総合管理計画 改訂版」（以下「本計画」という。）として策定を行う。

### (2) ファシリティマネジメント（FM）の導入

本計画は、町民とともに将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で策定し、町の将来ビジョンを実現する第一歩となるものである。

公共施設等は、公共施設やインフラ施設それぞれの管理ではなく、全体を捉えて戦略的に管理していくものである。このため、公共施設等に対する合理的な総合管理手法として、ファシリティマネジメントの手法を導入する。

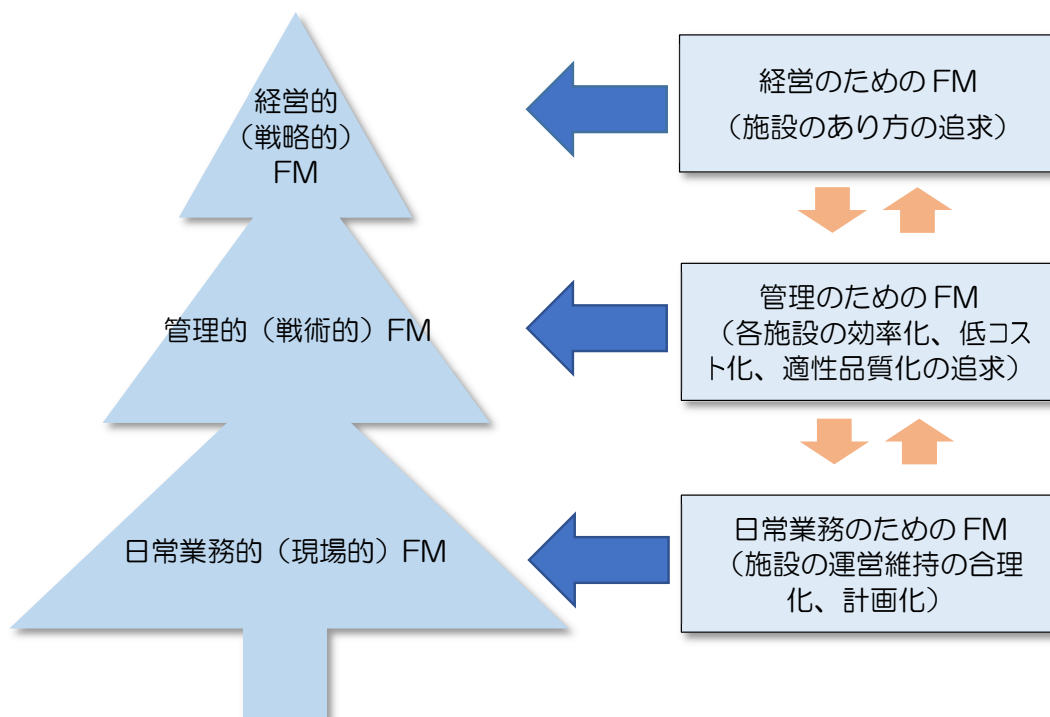
ファシリティマネジメントとは、組織が保有または使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進する。

- ① 全庁横断的な新体制の確立
- ② 総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③ 最適状態を維持する不断の検証

ファシリティマネジメントでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について検討する。ファシリティマネジメントにより、公共施設等の利用者や運営者、その他関係者の満足度がそれぞれ向上することとなる。

本計画策定にあたり、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、健全で持続可能なまちづくりを目指すものである。

図 1-1 : FM の階層的活動と因果連鎖



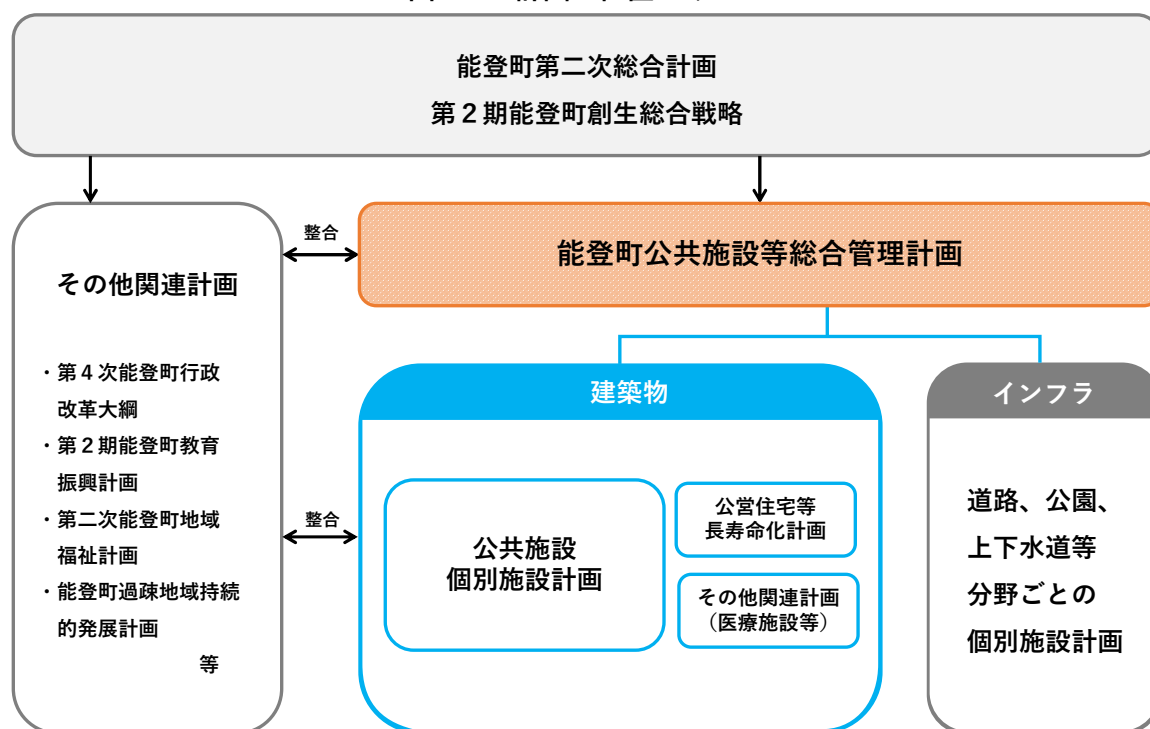
## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「能登町第二次総合計画」、「第2期能登町創生総合戦略」との整合性を図りつつ、「第4次能登町行政改革大綱」、「能登町過疎地域持続的発展計画」等と連動して、各政策分野の中で、公共施設等の取組みに対し、横断的な方針を示すものである。

本計画に基づき、個別の公共施設等の今後の方向性、対策の優先順位の考え方や対策内容、実施時期等を具体化したものを「個別施設計画」として策定する。

また、個別の施設を対象として策定する「公営住宅等長寿命化計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」等、公共施設等の関連計画については、本計画の方針との整合性を図るものとする。

図 1-2：計画の位置づけ



### 1-3 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、長期的な視点に基づき策定する。また、内容が連動する個別施設計画と計画期間を合わせ、令和 3(2021)年度から令和 22(2040)年度までの 20 年間とし、以後 5 年ごとに計画の見直しを行う。なお、取組状況の進捗や財政状況、社会情勢等に応じ、適宜見直すこととする。

	2021-2030	2031-2040	2041-2050
能登町公共施設等総合管理計画	計画期間(2021-2040)		
第 2 期 能登町公共施設等総合管理計画	見直し	計画期間(2026-2045)	
第 3 期 能登町公共施設等総合管理計画		見直し	計画期間(2031-2050)
第 1 期 能登町公共施設個別施設計画	計画期間(2021-2040)		
第 2 期 能登町公共施設個別施設計画	見直し	計画期間(2026-2045)	
第 3 期 能登町公共施設個別施設計画		見直し	計画期間(2031-2050)



## 2章 能登町の概要

---

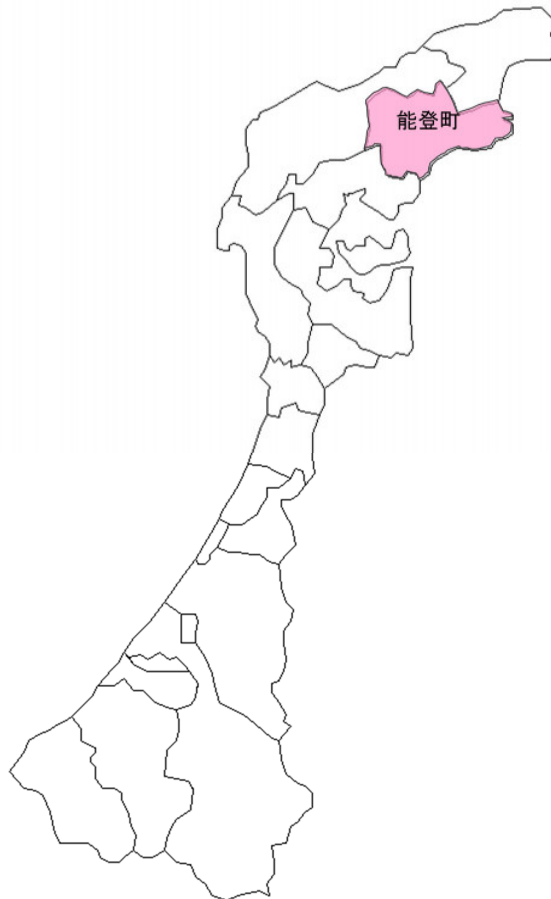
### 2-1 位置・面積

本町は、能登半島の北東部に位置し、平成17年3月1日、能都町・柳田村・内浦町が合併して誕生した。

町域は、東西約27キロメートル、南北約17キロメートルで、273.3平方キロメートルの面積を有し、北は珠洲市と輪島市、南西は穴水町に隣接し、東と南は富山湾に面している。海岸線の大半は能登半島国定公園に含まれ、外浦の豪壮な海食景観に対し、富山湾に面する内浦の柔和な沈水景観は、九十九湾や遠島山など好風景を現している。北西端にはブナ林で知られ、展望が楽しめる鉢伏山（海拔543メートル）があり、町域の約8割が丘陵地となっている。

丘陵地は海岸にせまり、海岸段丘の発達が見られる。特に東側の海岸線は屈曲に富んで、天然の良港を形成し、山、川、海の豊かな自然環境に恵まれている。

図2-1：能登町の位置

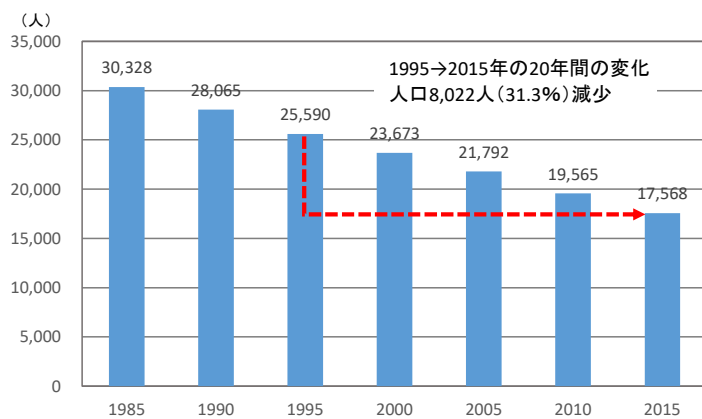


## 2-2 人口の状況

### (1) 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向が続いており、平成 27(2015)年国勢調査における人口は 17,568 人、平成 7 (1995)年から平成 27(2015)年の 20 年間で 8,022 人 (31.3%) 減少している。

図 2-2：総人口の推移



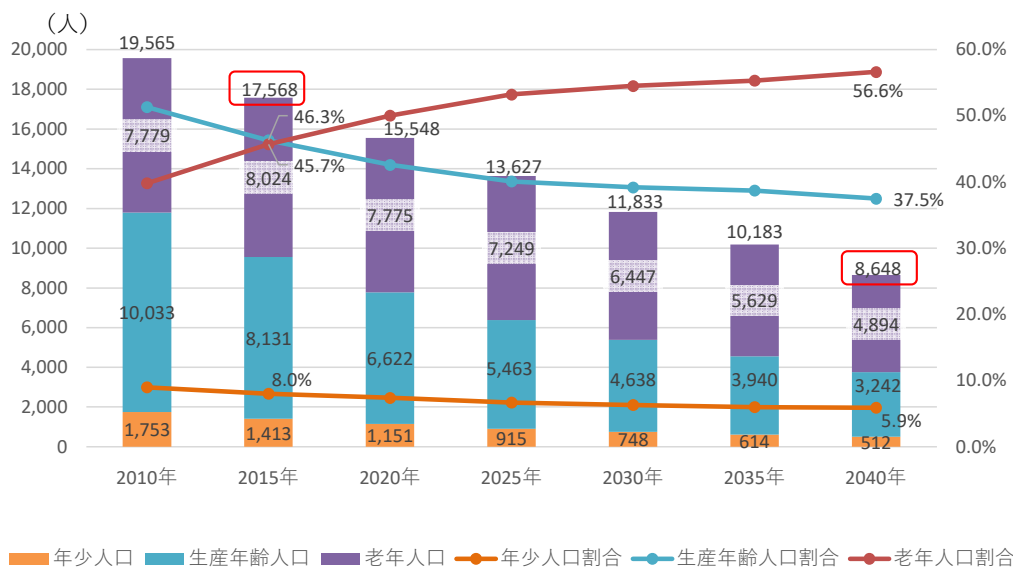
出典：国勢調査

## (2) 人口の将来推移 (推計)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、約 20 年後の令和 22 (2040) 年には平成 27 (2015) 年比で人口が半減 (17,568 人→8,648 人) すると示されている。

年少人口 (0~14 歳)、生産年齢人口 (15~64 歳)、老年人口 (65 歳以上) の構成比率は、平成 27 年と令和 22 年で年少人口が 8.0%→5.9% (2.1 ポイント減)、生産年齢人口が 46.3%→37.5% (8.7 ポイント減)、老年人口が 45.7%→56.6% (10.9 ポイント増) と高齢化率が今後も上昇する。

図 2-3：人口の将来推移



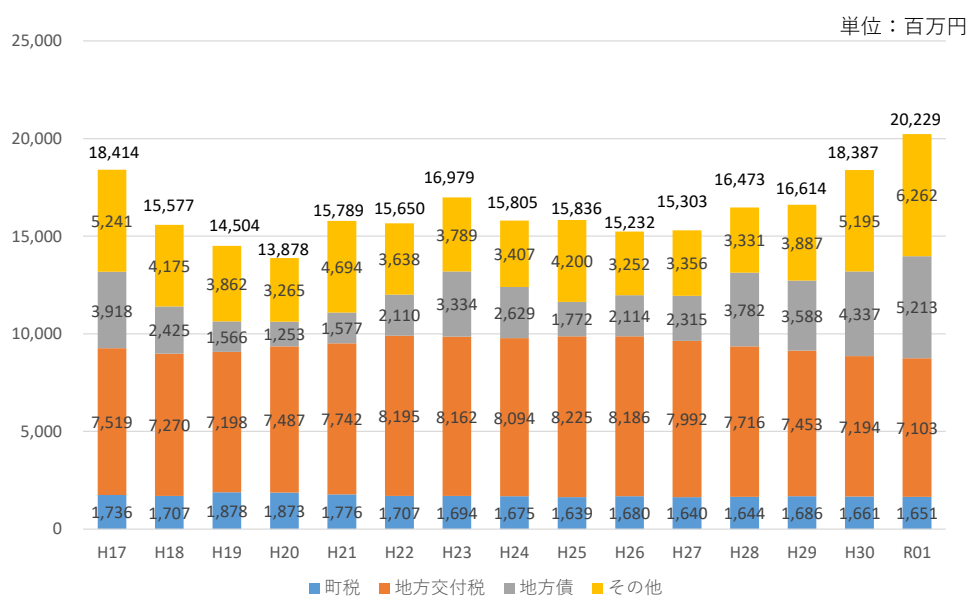
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年推計)」  
 ※2010 年、2015 年は国勢調査の人口、2020 年以降は将来推計人口

## 2-3 財政の状況

### (1) 歳入の状況

本町の歳入のうち、最も大きい割合を占める地方交付税は、平成27年度から令和元年度まで合併算定替え（合併後も旧町村ごとに計算する特例）が縮減された影響で年々減少している。平成28年度から大型事業の実施により地方債の発行が増加するほか、庁舎建設事業に伴い基金からの繰入金も増加している。

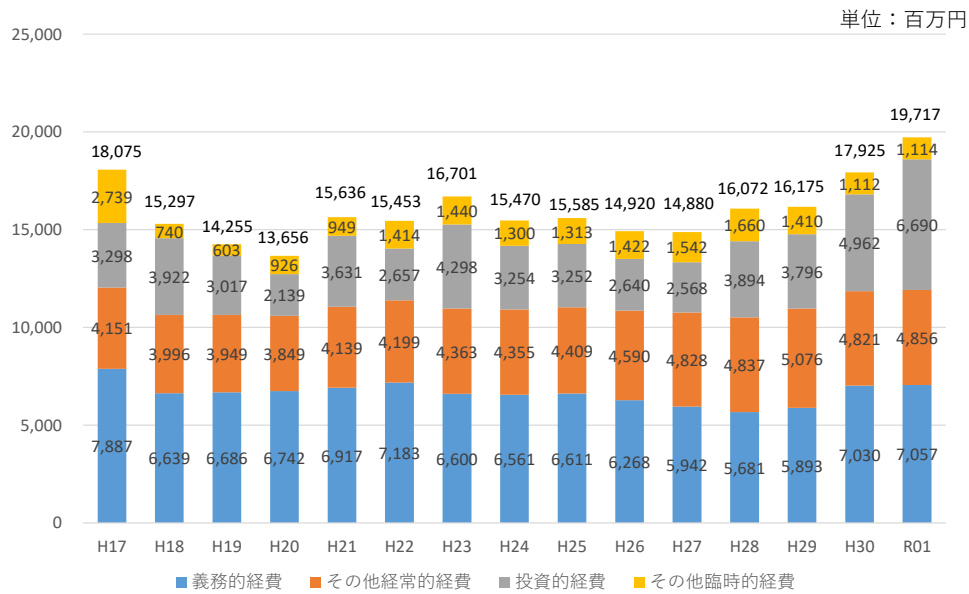
図 2-4：普通会計決算の状況（歳入）の推移



## (2) 歳出の状況

平成 28 年度から投資的経費が増加しているが、令和元年度に庁舎建設事業が完了したため、令和 2 年度以降は大きく減少する見込みである。将来の公債費負担を適正化するため、平成 30 年度からは積極的な地方債の繰上償還を実施したことに伴い、義務的経費が大きく増加している。施設の管理費や維持補修費等の経常的経費については、施設の老朽化が進んでいることから年々増加傾向となっている。

図 2-5：普通会計決算の状況（歳出）の推移



### (3) 財政指標の推移

自主財源の比率を表す財政力指数は、0.2 から大きな増減はない。財政硬直化を示す経常収支比率は、経常的一般財源である普通交付税の減少により平成 28 年度から増加し、財政の硬直化が進んでいる。

図 2-6：財政力指数の推移

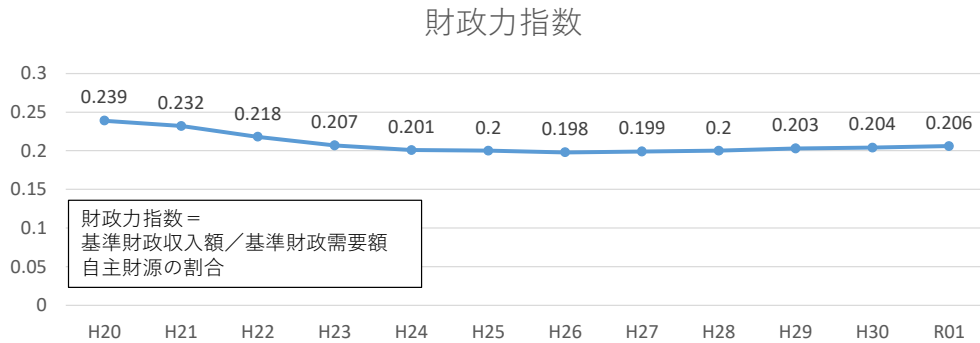
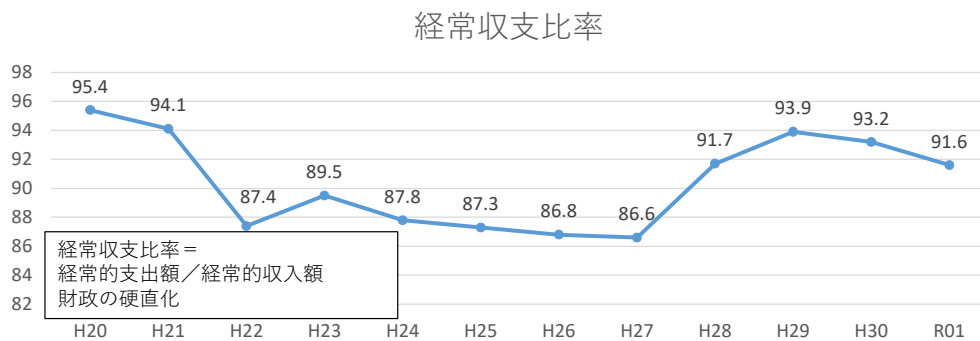


図 2-7：経常収支比率の推移



また、一般会計が負担する公債費と標準財政規模（経常的一般財源の規模）との割合を示す実質公債費比率は、平成 27 年度まで減少傾向であったが、普通交付税の減（= 分母の縮小）の影響により下げ止まっている。今後は人口減少等に伴う普通交付税の減少のほか、大型事業に伴う公債費の増加が見込まれており、新規借入の抑制や繰上償還の実施など計画的な財政運営が必要である。

地方債残高と標準財政規模の割合である将来負担比率は、平成 28 年度からの地方債の発行増により増加傾向にある。実質公債費比率と同様に今後も上昇が予想されるため、計画的な財政運営が必要である。

図 2-8：実質公債費比率の推移

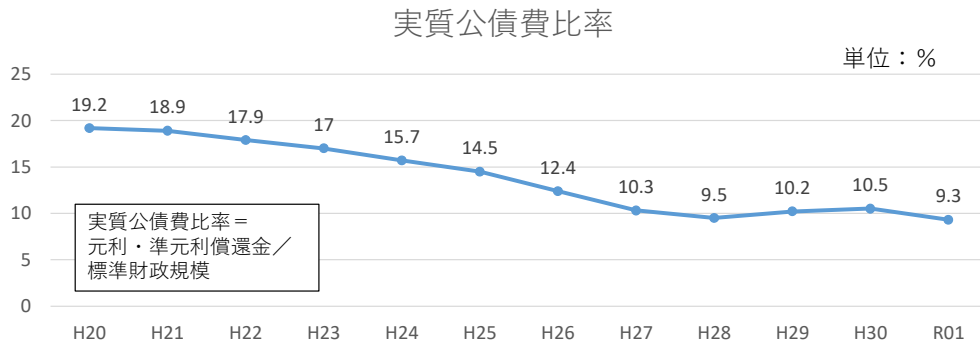
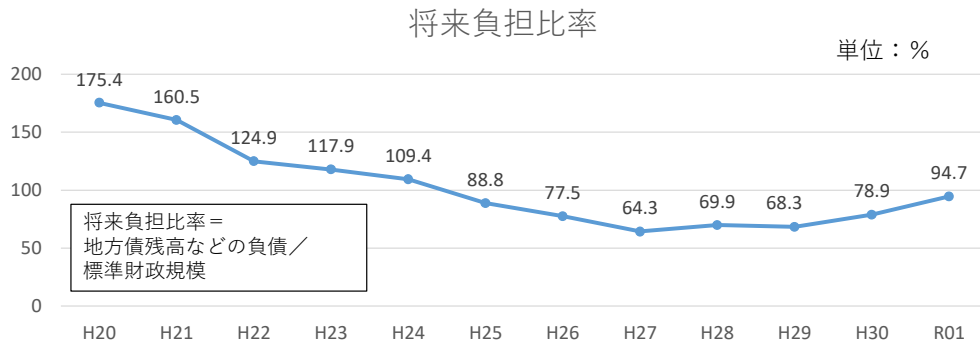


図 2-9：将来負担比率の推移



## 3章 公共施設等の現況と課題

### 3-1 対象施設

#### (1) 対象とする施設

本計画では、令和2年4月1日現在、本町が所有する全ての施設を対象とする。

対象とする施設は、建築系公共施設、その他建築系公共施設及びインフラ系公共施設に分類され、全てを総称して「公共施設等」とする。

#### (2) 施設の分類

##### ① 建築系公共施設

表 3-1：建築系公共施設の分類と具体的施設

大分類	小分類	具体的施設
町民文化系施設	集会所	集会所
	公民館	公民館、公民館分館
	図書館	柳田教養文化館
	文化センター	ハーモニーセンター・レクリエーションセンター
	研修施設	姫交流センター、能登広域勤労青少年ホーム等
社会教育系施設	博物館等	郷土館、歴史民俗資料館等
	美術館	羽根万象美術館
スポーツ・レクリエーション施設	体育館	内浦体育館、能都第二体育館等
	野球場	柳田野球場、内浦野球場等
	競技場	内浦陸上競技場多目的広場 藤波運動公園多目的広場
	テニスコート	屋内テニスコート 藤波運動公園管理中央センター
	武道館	内浦第二体育館 能都中学校 雄志館
	観光施設	のと九十九湾観光交流センター
	その他観光施設	九十九湾園地、赤崎海岸休憩舎等
	飲食等施設	柳田植物公園内飲食等施設
	宿泊施設	うしつ荘、やなぎだ荘等
	温浴施設	縄文真脇温泉浴場 やなぎだ荘温泉センター



大分類	小分類	具体的施設
産業系施設	農業振興施設	畜産センター、農林産物総合センター等
	その他農業振興施設	七見台潮騒体験農園管理棟
	漁業振興施設	宇出津港水産物鮮度保持施設 宇出津港水産物加工処理施設
	産業振興施設	能登海洋深層水施設
	特産物直売所	桜峠直売所、鮭尾直売所
学校教育系施設	小学校	小学校
	中学校	中学校
子育て支援施設	保育所	保育所
	児童館	こどもみらいセンター まつなみキッズセンター
保健・福祉施設	社会福祉施設	能登七見健康福祉の郷「なごみ」
	介護福祉施設	デイサービスセンター
	老人福祉施設	老人福祉センター、老人憩いの家
行政系施設	消防庁舎	消防署、消防署分署
	その他消防施設	消防団分団詰所
	行政庁舎	能登町役場
	総合支所	柳田総合支所 ※内浦総合支所は複合施設として取扱い
	その他行政系施設	崎山山村開発センター、防災備蓄倉庫等
公園	公園施設	真脇遺跡公園、柳田植物公園（管理施設）
供給処理施設	廃棄物処理施設	衛生センター、能都埋立処分場等
	火葬場	能登三郷斎場（火葬場）
	葬祭場	能登三郷斎場（多目的交流センター）
	その他供給処理施設	内浦クリーンセンター、環境資材倉庫等
その他	公共交通施設	小木港バス待合所、柳田天坂バス停留所等
	トイレ	岩井戸休憩所、秋吉あまめはぎ公園便所等
町民文化系施設 （複合）	－	鶴川支所・公民館
	－	コンセールのと
	－	小木地域交流センター
行政系施設 （複合）	－	内浦総合支所
用途廃止施設	旧施設	旧小学校等
	普通財産	用途廃止のうえ、貸付中の施設等
－	譲渡検討施設	能登海洋水産センター

## ② その他建築系公共施設

表 3-2：その他建築系公共施設の具体的施設

分類	具体的施設
町営住宅	公営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅
医療施設	病院、医師住宅、看護師住宅
バス待合所	トイレ設備のないバス待合所

## ③ インフラ系公共施設

表 3-3：インフラ系公共施設の具体的施設

分類	具体的施設
道路	町道、農道、林道
橋梁	－
公園	公園緑地（園路及び広場、遊具等）
河川・ダム・砂防	－
海岸・漁港	－
上水道施設	管路、浄水場、配水池
下水道施設	管渠、処理場、ポンプ場

## **3-2 対象施設の現状**

### **(1) 建築系公共施設及びその他建築系公共施設**

#### **① 建築系公共施設の保有状況**（令和2年4月1日時点）

令和2年4月1日現在、建築系公共施設は222施設、延床面積は174,825㎡である。

建築系公共施設の施設数を大分類別にみると、町民文化系施設が73施設と最も多いが、これは町内各地区に集会所が配置され、73施設のうち54施設を集会所が占めているためである。

一方、延床面積では学校教育系施設が44,618㎡と最も大きくなっており、全国的な傾向と同様に学校教育施設の1施設あたりの延床面積が大きいことが影響している。

また2番目に多い施設分類は、施設数・延床面積ともにスポーツ・レクリエーション施設であり、34施設・30,126㎡となっている。これは、体育館やテニスコート及び宿泊施設など、1施設あたりの延床面積が比較的大きい施設が多いことが挙げられる。

表 3-4：施設小分類別の施設数・延床面積（建築系公共施設）

大分類	小分類	施設数	延床面積(㎡)	㎡/施設
町民文化系施設	集会所	54	6,410	119
	公民館	14	9,585	685
	図書館	1	696	696
	文化センター	1	846	846
	研修施設	3	1,597	532
社会教育系施設	博物館等	8	3,258	407
	美術館	1	606	606
スポーツ・レクリエーション施設	体育館	5	8,122	1,624
	野球場	3	210	70
	競技場	2	621	310
	テニスコート	2	4,670	2,335
	武道館	2	1,650	825
	観光施設	1	927	927
	その他観光施設	5	829	166
	飲食等施設	4	1,099	275
	宿泊施設	8	11,271	1,409
	温浴施設	2	728	364
産業系施設	農業振興施設	7	5,716	817
	その他農業振興施設	1	175	175
	漁業振興施設	2	2,116	1,058
	産業振興施設	1	426	426
	特産物直売所	2	149	75
学校教育系施設	小学校	5	24,002	4,800
	中学校	4	20,616	5,154
子育て支援施設	保育所	4	3,346	837
	児童館	2	1,500	750
保健・福祉施設	社会福祉施設	1	2,527	2,527
	介護福祉施設	3	1,092	364
	老人福祉施設	4	1,692	423
行政系施設	消防庁舎	3	3,908	1,303
	その他消防施設	16	3,299	206
	行政庁舎	1	6,414	6,414
	総合支所	1	494	494
	その他行政系施設	4	1,844	461
公園	公園施設	2	1,401	701
供給処理施設	廃棄物処理施設	3	1,294	431
	火葬場	1	1,590	1,590
	葬祭場	2	1,541	771
	その他供給処理施設	3	1,790	597
その他	公共交通施設	3	152	51
	トイレ	6	180	30
複合施設	鶯川公民館	1	887	887
	観光・地域交流センター	1	1,997	1,997
	小木地域交流センター	1	907	907
	内浦総合支所	1	1,888	1,888
用途廃止施設	旧施設	13	24,431	1,879
	普通財産	7	3,285	469
譲渡検討施設	譲渡検討施設	1	1,044	1,044

※延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

## ② その他建築系公共施設の保有状況（令和2年4月1日時点）

その他建築系公共施設の保有状況は、町営住宅が19施設・22,057㎡、医療施設が10施設・13,266㎡、バス待合所が41施設・299㎡となっている。

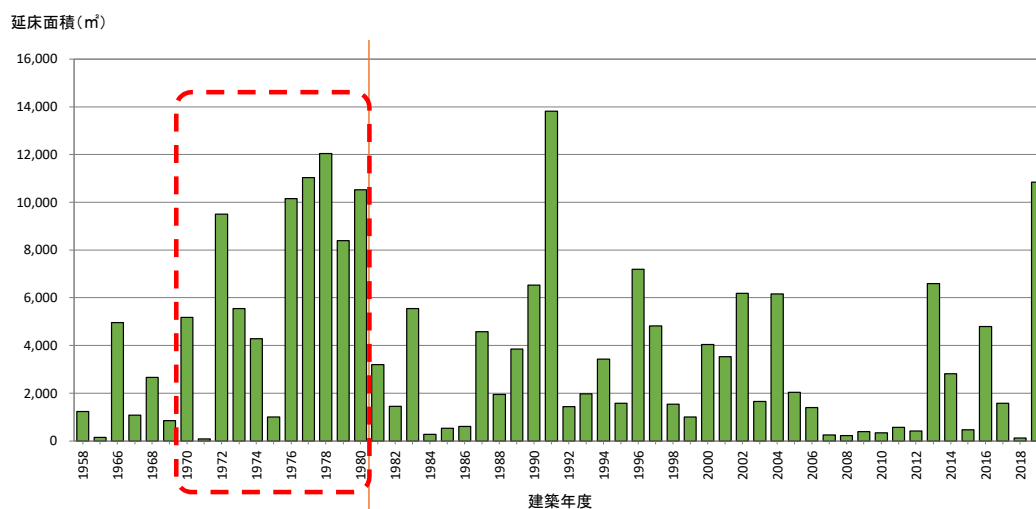
表 3-5：施設数と延床面積（その他建築系公共施設）

分類	施設数	延床面積
町営住宅	19	22,057㎡
医療施設	10	13,266㎡
バス待合所	41	299㎡

## ③ 整備時期

建築系公共施設及びその他建築系公共施設の建設時期は旧耐震基準※で建設された昭和45(1970)年～昭和55(1980)年のものが多く、建築後40～50年を迎える施設が多くを占める。これまでの更新の考え方でいけば、今後多くの施設で更新時期を迎えることになる。

図 3-1：年度別整備延床面積



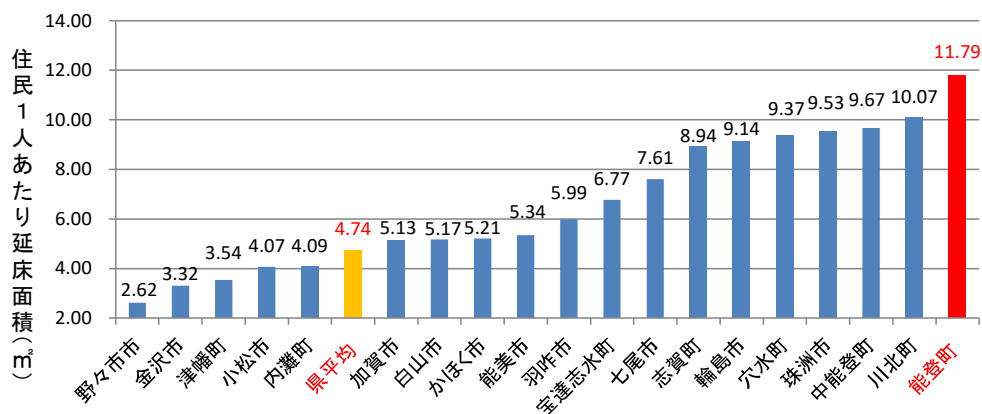
※旧耐震基準とは

旧耐震基準とは昭和25(1950)年から昭和56(1981)年まで適用された耐震基準である。新耐震基準は旧耐震の基準が補強され、震度6強～7に達する程度の大規模地震動に対して安全を確保するという規定が加わった。

#### ④ 住民 1 人あたり総延床面積

平成 30 年度の公共施設状況調査では、住民 1 人あたりの建築系公共施設及び医療施設を除くその他建築系公共施設の延床面積は 11.79 m<sup>2</sup>と県内では最も多く、県平均の 2.5 倍程度にあたり、人口に対して公共施設が多いことがわかる。

図 3-2：県内市町の住民 1 人あたり施設延床面積



出典) 平成 30 年度公共施設状況調査

#### ⑤ 過去に行った対策の実績

平成 28 年度に公共施設等総合管理計画を策定してから、令和元年度末までの間に建替え、大規模改修、除却及び売却等の対策を行ってきた。表 3-6 に主な施設を記載する。

表 3-6：対策別の主な施設と実施年度

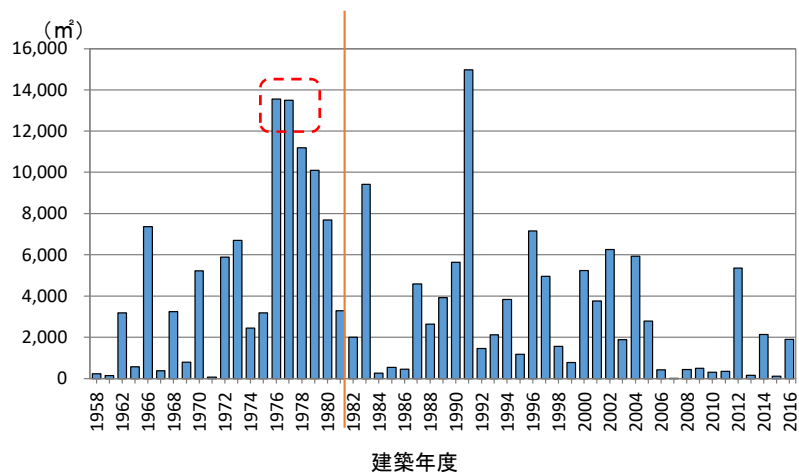
対策内容	施設名	対策実施年度	備考
建替え	能登町役場	令和元年度	
	柳田総合支所/内浦総合支所	令和元年度	
	小間生公民館	平成 30 年度	
	梅ノ木団地/城野町営住宅	平成 28 年度～ 令和元年度	
大規模改修	柳田公民館	平成 30 年度	エレベータ増築
	こどもみらいセンター	令和元年度	耐震改修及び外壁改修
除却	旧畠山武道館	平成 30 年度	
	旧白丸小学校	令和元年度	
売却	モデル農場	令和元年度	
譲渡	能登町こども発達支援センター	令和元年度	

## ⑥ 整備時期別保有量の推移

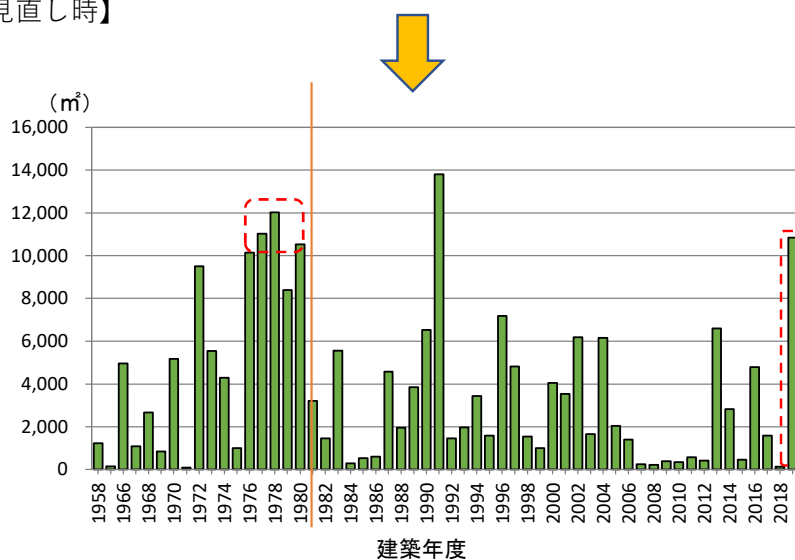
建築系公共施設及びその他建築系公共施設の整備時期別保有量を比較すると、旧白丸小学校などの除却を進めたため、1970年代後半に整備された施設の延床面積は減少している。一方、庁舎・総合支所建設事業が完了したことから令和元（2019）年度に整備された施設の延床面積が増加している。

図 3-3：整備時期別保有量の推移

【平成 28 年度策定時】



【令和 3 年度見直し時】



## (2) インフラ系公共施設

### ① インフラ系公共施設の保有状況（令和2年4月1日時点）

インフラ系公共施設の保有状況は、下表のとおりとなっている。

表 3-7：道路及び橋梁の保有状況

分類	種別	実延長合計	面積
道路	町道	571,779m	—
	農道	453,821m	—
	林道	148,465m	—
橋梁	PC 橋/RC 橋等	3,194m	17,115 ㎡

表 3-8：公園、河川・ダム・砂防及び海岸・漁港の保有状況

分類	種別	施設数	延長、面積
公園	—	12 箇所	366,808 ㎡
河川	普通河川	87 河川	—
ダム	—	—（※）	—
砂防	急傾斜対策施設	32 箇所	—
海岸	漁港海岸	8 漁港海岸	—
漁港	第 1 種・第 2 種	10 漁港	—

※町はダムを保有していないが、県有施設のダムを管理している。

表 3-9：上水道施設の保有状況

分類	種別	施設数	延長・面積
上水道施設	導水管	—	8,263m
	送水管	—	20,373m
	配水管	—	391,063m
	浄水場	5 箇所	830.57 ㎡
	配水池	45 箇所	—

表 3-10：下水道施設の保有状況

分類	種別	施設数	延長・面積
下水道施設	下水道管渠	—	182,758m
	終末処理場	16 箇所	1,148.00 ㎡
	浄化センター・ ポンプセンター	5 箇所	3,403.71 ㎡



## ② インフラ系公共施設保有量の推移

インフラ系公共施設の保有量の推移は、表 3-11 のとおりとなっている。

表 3-11：インフラ系公共施設の保有量の推移

分類	平成 27 年 4 月 1 日時点	令和 2 年 4 月 1 日時点
	延長、面積	延長、面積
道路（町道）	568,631m	571,779m
橋梁	3,194m	3,265m
公園	365,980 m <sup>2</sup>	366,808 m <sup>2</sup>
上水道（管路）	417,435m	419,699m
下水道（管渠）	196,504m	182,758m

## （3）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率の推移は、表 3-12 のとおりとなっている。

表 3-12：有形固定資産減価償却率の推移

年度	減価償却率
平成 28 年度	65.0%
平成 29 年度	65.9%

### 3-3 公共施設等更新投資可能額の設定

市町村合併によって特例的に認められた合併特例債の発行が令和2年度に終了したため、今後の地方債は、過疎対策事業債<sup>※1</sup>（以下「過疎債」という。）のほか、緊急防災・減災事業債など政策推進や課題解決のため時限的に認められる特別な地方債が主な借入となる。

公共施設等の更新費用については、主に過疎債でまかなうことになるが、過疎債は全国で配分額が決まっており、発行限度額が設定される。本町の過去の借入実績や返済に充当可能な一般財源の規模等から、本計画期間における建築系公共施設への投資可能額は年間「**12.1億円**」<sup>※2</sup>、インフラ系公共施設（上下水道施設は除く）への投資可能額は過去10年間の実績及び今後の老朽化対策を踏まえ、年間「**10億円**」と設定した。

また、その他建築系公共施設である医療施設、及びインフラ系公共施設である上下水道施設は公営企業会計に所属する施設であるが、それらの更新投資については、各施設における今後の投資計画と料金収入及び一般会計負担可能額から算定した結果、医療施設で年間「**2億円**」、上下水道施設で年間「**8億円**」となった。

#### ※1 過疎対策事業債とは

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められる地方債。充当率は100%であり、その元利償還金の70%が普通交付税に算入される。

#### ※2 次の財政状況を設定して試算。

- ① 過去の実績等から、過疎債発行限度額15億円、その他の地方債（緊急防災・減災事業債・公共事業等債など）発行額3億円とする。
- ② 地方債返済に充当可能な一般財源のうち、交付税が算入されない額（非算入公債費）の上限を7億円とする。
- ③ インフラ事業費10億円、県営事業等1.5億円とする（非算入公債費2.2億円）。
- ④ 7億円－2.2億円＝4.8億円を公共施設整備における非算入公債費とする。
- ⑤ 上記設定における公共施設整備の事業費として、過疎債充当事業費8.3億円、その他起債充当事業費3.8億円と試算した。  
(8.3億円+3.8億円=12.1億円（建築系公共施設投資可能額）)

図 3-4：地方債発行額内訳の推移

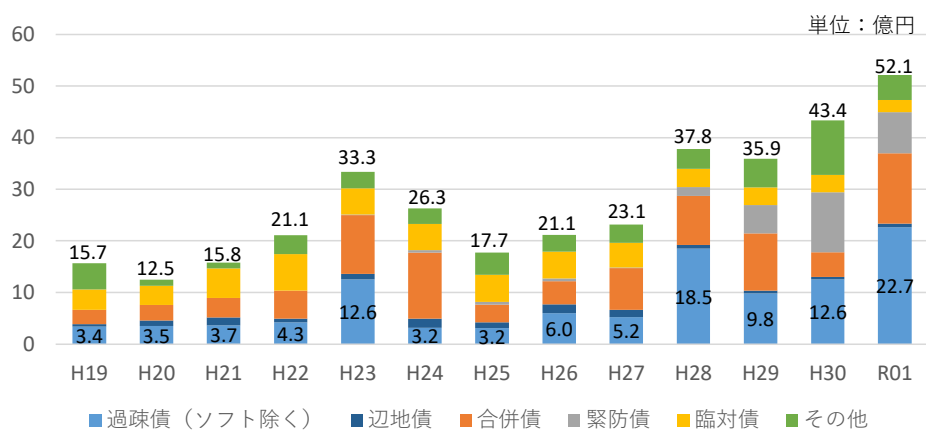


表 3-13：施設類型別の計画期間内の投資可能額

施設類型	投資可能額
建築系公共施設	12.1 億円/年
その他建築系公共施設（医療施設）	2.0 億円/年
インフラ系公共施設（上下水道除く）	10.0 億円/年
インフラ系公共施設（上下水道）	8.0 億円/年

### 3-4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費

#### (1) 将来更新費用の試算条件

試算にあたっての更新単価は総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年版）」に記載されている単価を使用した。

表 3-14：建築系公共施設更新費用算定の試算条件

施設分類（建築系公共施設）	大規模改修	建替え
町民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設 ほか	17 万円/㎡	33 万円/㎡

注）公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年版）（総務省）

※大規模改修は、バリアフリー対応等社会的改修を含む。

※建替えは、躯体費用を含む。

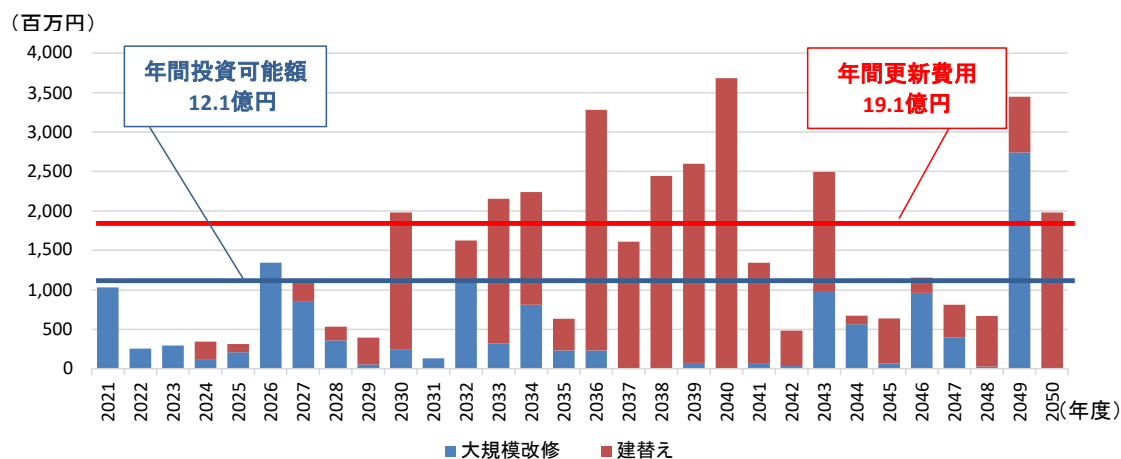
#### (2) 将来更新費用の試算結果

##### ① 建築系公共施設の更新費用

総務省の更新費用試算ソフトによる試算条件により、本町の保有する建築系公共施設のうち用途廃止施設及び譲渡検討施設を除いた全施設にかかる更新費用を試算した。

今後の更新必要額としては平均で年間 19.1 億円が必要という算定となった。

図 3-5：建築系公共施設の更新費用予測の試算



## ② インフラ系公共施設の更新費用

総務省の更新費用試算ソフトによる試算条件により、インフラの保有量による将来更新費用を推計すると、今後40年間で1,042.0億円、年平均26.1億円と算定された。ただし、この試算額は道路延長や上水道の管路、下水道の管渠延長から自動的に算定したものである。

### 3-5 現況と課題のまとめ

#### (1) 公共施設等の更新等に対する財源不足

高度経済成長期以降、時代の要請から全国的に積極的な社会資本整備が行われてきており、本町においても合併前の旧三町村においてそれぞれ当時の行政課題に応じ、公共施設の整備を行ってきた。先にも示したとおり、本町では建築系公共施設の老朽化が進行し、今後多くの施設が更新等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少等により、公共施設等の更新等に対する財源不足が見込まれる。

本町が現在保有する建築系公共施設のうち、今後削減される見込みである旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く全ての建築系公共施設を築30年目に大規模改修、築60年目に建替えるものとして試算した結果、今後の更新必要額としては平均で年間19.1億円の算定であった。しかし、先に示したとおり建築系公共施設の更新への投資可能額は年間12.1億円である。これは現在の保有施設全てを管理・更新することが不可能であり、町民に対する良好なサービスの継続に支障が出るおそれがあることを示している。

#### (2) 建築系公共施設保有量の方向性

公共施設等への投資可能額が限られる中、今後多くの建築系公共施設が更新時期を迎えるにあたり、将来にわたって安全・安心なサービスを継続していくためには、将来の人口規模や施設利用状況を勘案し、投資対象の選択を図る必要がある。

#### (3) インフラ系公共施設保有量の方向性

インフラ系公共施設は、道路、橋梁、上下水道など町民の暮らしを支える重要な施設である。そのため、インフラ系公共施設を維持するための経費については一定の支出が必要となる。ただし、必要性の低くなった施設の廃止や、利用減少による施設のダウンサイジングなどに取り組むことで経費の縮減に努める必要がある。

#### (4) まとめ

以上より、限られた財源の中で将来にわたって安全・安心なサービスを継続していくためには、施設数や延床面積の多くを占める**建築系公共施設保有量を適正化する**必要がある。

## 4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

### 4-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 建築系公共施設

##### ① 施設の更新（建替え）について

基本的に改善・改修・建替えを実施し、必要な事業に応じたものとする。

##### ② 施設総量（総床面積）

更新の際は、統合を検討し、複合施設とすることで施設総量を減少させる。利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統合を検討する。

##### ③ 施設の維持管理・運営コストについて

運営については指定管理者制度の活用や、地域住民による維持管理協力、譲渡等の民間の活力を促進する。PPP/PFI\*など、官民連携を推進しながら、施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

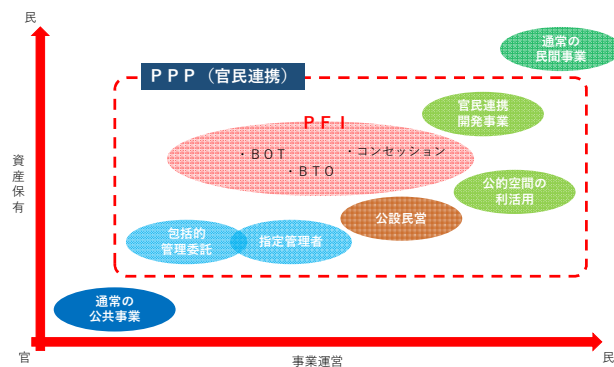
また、再生可能エネルギーシステムを積極的に導入することにより、環境負荷の低減と施設維持コストの縮減を実現する。

※PPP/PFIとは（内閣府 民間資金等活用事業推進室資料より抜粋、加筆）

PPP（Public Private Partnership－官民連携事業）とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る指標。

PFI（Private Finance Initiative－民間資金等活用事業）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。PFIはPPPの一つとして示される。

PPP/PFI 概念図



## **(2) その他建築系公共施設**

町営住宅に関しては、令和 2 年度に改訂を行った「能登町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化及び維持管理を行うものとし、用途廃止となる公営住宅等については順次除却を行う。

医療施設については、「新・公立宇出津総合病院改革プラン」並びに平成 30 年度に策定した「公立宇出津総合病院修繕計画」に基づき、計画的な施設改修・更新・長寿命化を図っていく。

その他建築系公共施設の管理に関する基本方針については、各施設の計画に基づくため、以下の項目においては記載を省略する。

## **(3) インフラ系公共施設**

### **① 現状の投資額について**

一般財源の規模等から算出された投資可能額でインフラ整備を行うためには、老朽化状態を把握したうえで優先順位を検討し、改修・更新を実施する。

### **② ライフサイクルコストについて**

既存施設の長寿命化を最大限に図りながら、効果的で効率的な改修・更新を行い、ライフサイクルコスト<sup>※</sup>の適正化を目指す。

### **③ 規模の最適化**

必要性が低くなった施設については、維持管理の効率化の観点から、廃止も検討し規模の最適化を図る。

※ライフサイクルコストとは

建物のライフサイクルに要する総費用。建物にかかる費用は建設費だけでなく、日常の保守、修繕費用、大規模な改修費用等が含まれる。(参考：国土交通省「保全ガイドブック」)



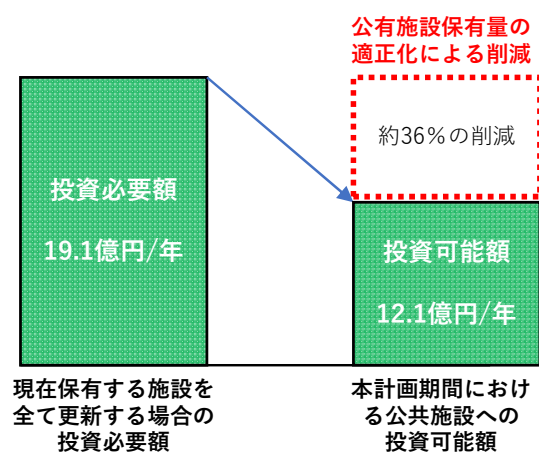
## 4-2 数値目標

### (1) 建築系公共施設

建築系公共施設（うち旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く）に関する投資可能額は、3章で示したとおり年間12.1億円となっているが、公共施設を現状のまま保有した場合の更新額は平均して年間19.1億円となっており約36%財源が不足する。

このことを踏まえ、建築系公共施設（うち旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く）の延床面積を計画期間内に **35%削減** することを目標とする。

図 4-1：建築系公共施設の更新に係る投資必要額と投資可能額の比較



### (2) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設についても投資的経費の大幅な増加が試算されたことを踏まえ、長寿命化を計画的に進めることで投資額を抑制する。

## **4-3 実施方針**

### **(1) 点検・診断等の実施方針**

#### **① 点検・保守**

定期的・計画的な点検・診断等を実施し、公共施設の老朽化や劣化状況の把握に努め、適切な管理を行う。

#### **② 施設の診断**

点検・診断等の実施結果を蓄積し、情報共有を行いながら、次の点検・診断・補修に活用する「メンテナンスサイクル」を構築することで、施設の劣化を未然に防ぐよう努める。

### **(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針**

#### **① 維持管理・修繕の実施方針**

維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、原則として、壊れてから補修を行う事後保全型から、計画的に補修を行う予防保全型の維持管理へと転換する。長寿命化改修等を行うことにより、補修等の突発的なコスト発生を抑え、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化を図る。ただし、保有する全ての施設を予防保全型の維持管理とするのではなく、施設の経過年数や利用状況、個別施設計画で示された再編の方向性等、多角的な視点から費用対効果を検討したうえで、一部施設においては事後保全型の維持管理とする。

また、適切な施設運営・管理を行っていくため、指定管理者制度・業務委託等の導入や包括管理委託を実施し、運営費等の抑制を図る。なお、個別施設計画で計画期間内に再編対象となっている施設のうち、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理期間の更新を迎える前に施設や提供サービスのあり方について不断の検討を行う。

#### **② 更新の実施方針**

更新にあたっては、規模の縮小、他の施設の活用や複合化を図るほか、国や県からの補助金や地方債、PPP や PFI 等の民間活力の導入など最も効率的・効果的な手法について検討する。

### **(3) 安全確保の実施方針**

施設の点検・診断等により施設状況を的確に把握するとともに、適切な維持管理を行うことで安全性の確保を図る。

また、点検等により危険性が認められた施設は、費用面、利用状況、優先度を踏まえ、改修などの対策を講じる。ただし、総合的な判断により、改修せず廃止する場合もある。

## **(4) 耐震化の実施方針**

本町ではこれまで、既存建築物について順次耐震診断を実施し、特に利用率や効果の高い施設、学校施設については、順次耐震補強工事等を実施してきた。

今後、旧耐震基準で建設された既存建築物については、計画期間内において維持する場合、耐震化を図ることとする。またその際においては、構造部分のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定し、十分な検討に努める。

また、インフラ系公共施設は、町民の生活への深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、優先度をつけて順次耐震化を図る。

## **(5) 長寿命化の実施方針**

### **① 計画的な管理**

老朽化が著しく利用者が少ない建築系公共施設は、計画的に廃止を検討する。今後も維持していく施設は、費用面や利用状況を考慮しながら計画的に大規模改修を実施し、長寿命化を推進する。ただし、長寿命化の実施により、かえってトータルコストがかさむ場合、建替えも検討する。

### **② 「予防保全」の考え方による計画的な保全と長寿命化**

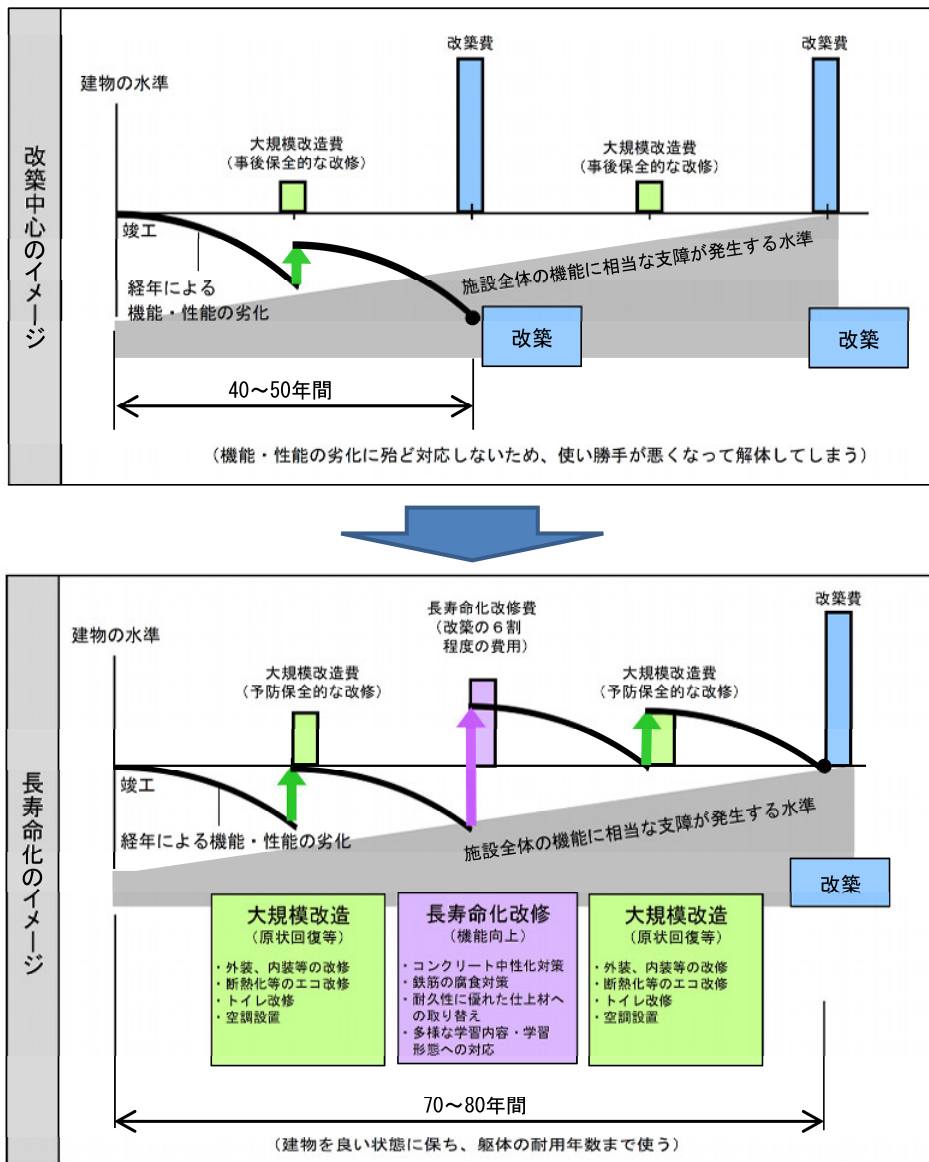
診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた「予防保全」によって、公共施設等の計画的な保全と長寿命化を進める。

図 4-2 は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものである。これまでの改築中心の「事後保全」では建設後 40 年以上を経過すると機能・性能が許容レベルに達さなくなり、使い勝手が悪くなるため、改築を繰り返すこととなる。

一方、「予防保全」の考え方により長寿命化等の計画的な保全を行うことで、突発的な事故による費用発生を減少させることが可能となる。さらに、施設の機能・性能についても、要求レベルを保つことができ、トータルコストを下げる事が可能となる。建築系公共施設においては、主要な施設について、「予防保全」の考え方を定着させていく。

また、インフラ系公共施設は、計画的かつ効率的な維持管理を行い、長寿命化を推進する。

図 4-2 改築中心から長寿命化への転換イメージ



出典：文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成 29 年 3 月）

## (6) ユニバーサルデザイン化の実施方針

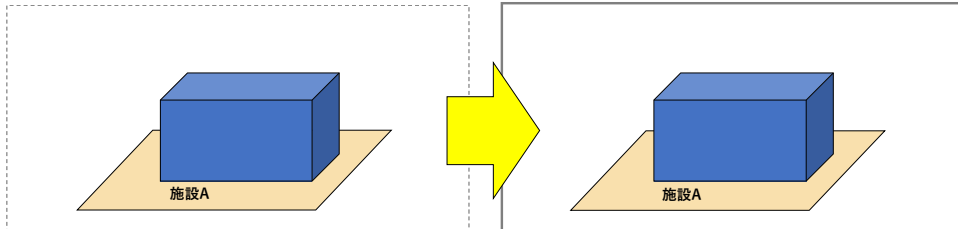
公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状態を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進める。

## (7) 統合や廃止などの再編手法

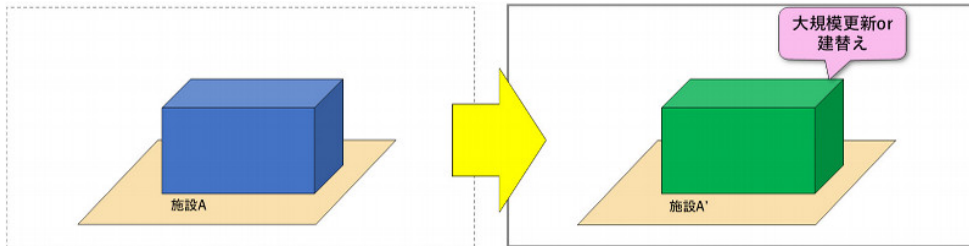
統合や廃止といった建築系公共施設の今後の方向性については、以下の手法で整理する。

### ① 継続利用

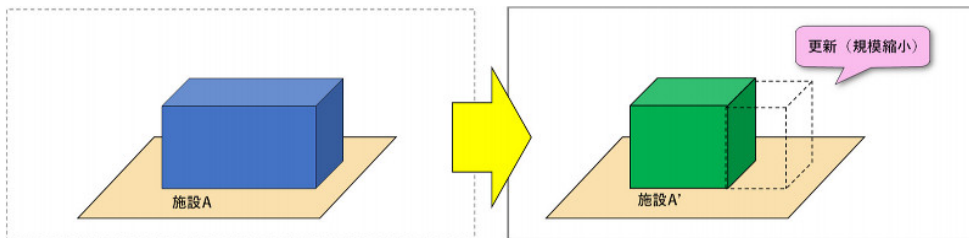
ア 維持：施設をそのまま維持して利用するもの。



イ 更新：大規模改修や建替えなど、投資を行って継続的に利用するもの。

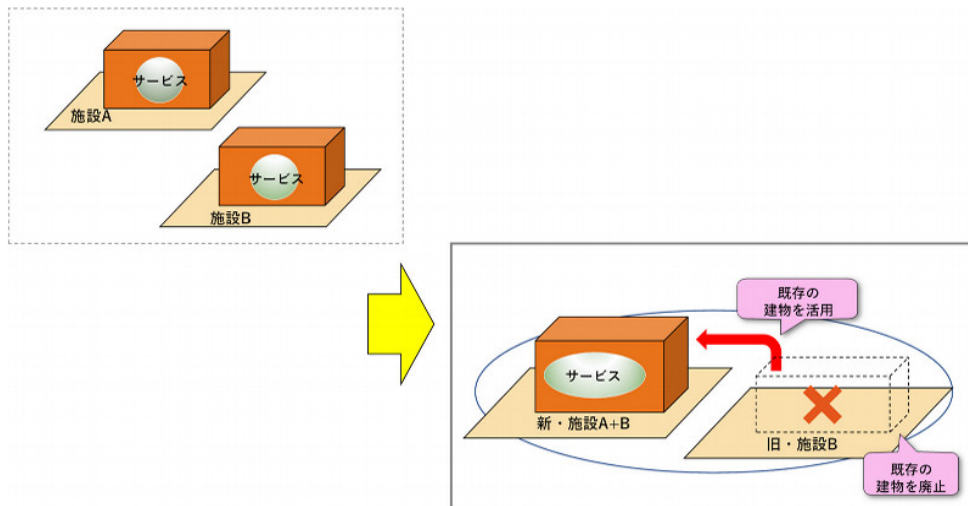


ウ 規模縮小：規模を縮小して更新を行うもの。

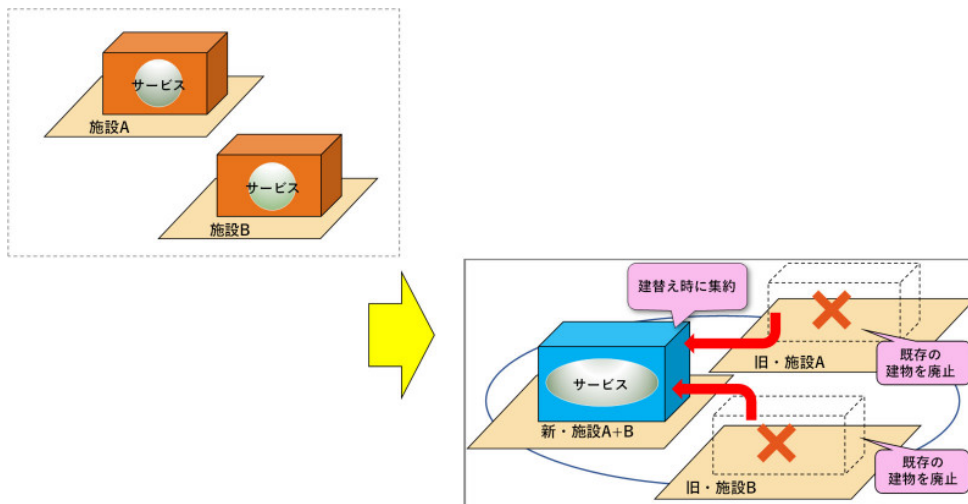


## ② 集約化

ア 集約化（既設）：既存の建物を活用して、集約化を行うもの。

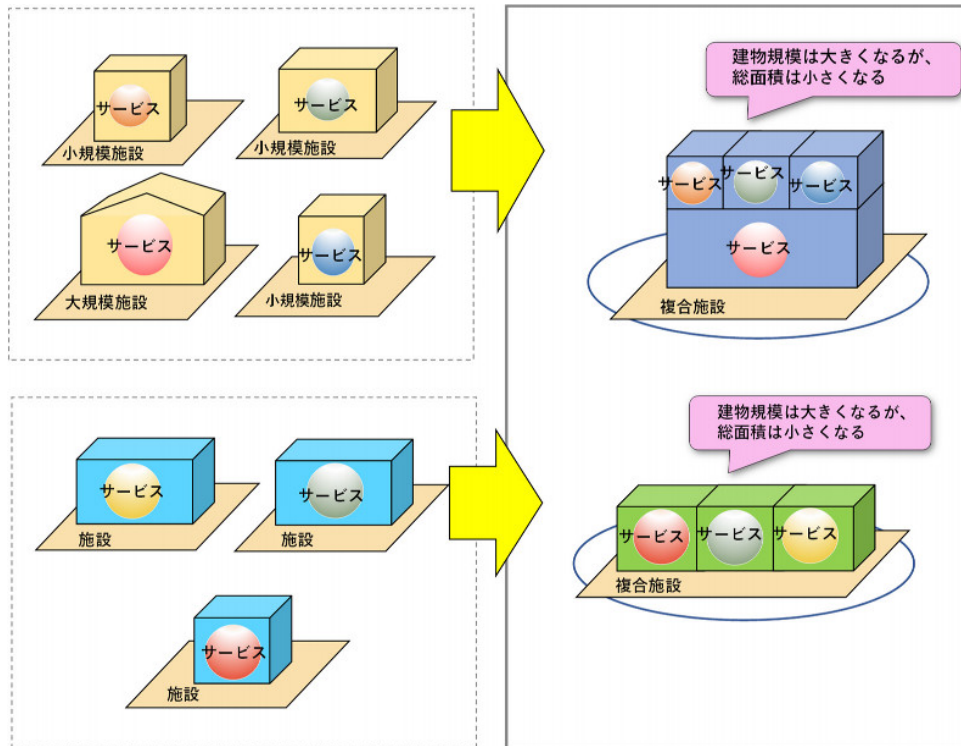


イ 集約化（新設）：新たに建物を新設して、集約化を行うもの。

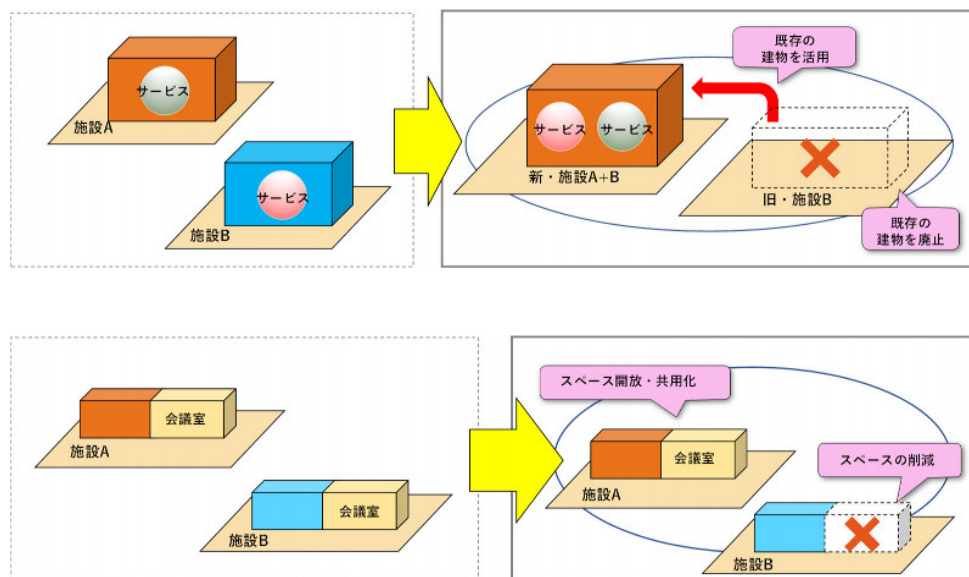


### ③ 複合化

ア 複合化（新設）：新たに建物を新設して、複合化を行うもの。

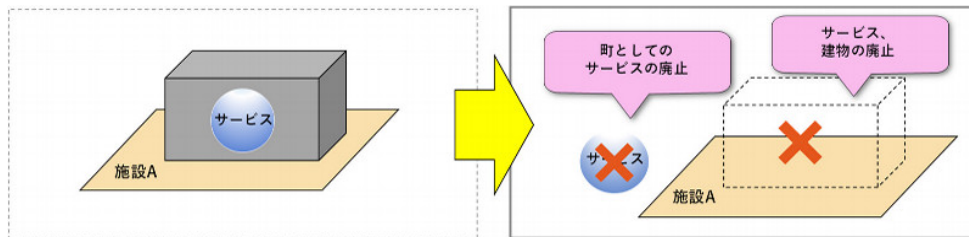


イ 複合化（既設）：既存の建物を活用して、複合化を行うもの。スペースの共有なども含む。

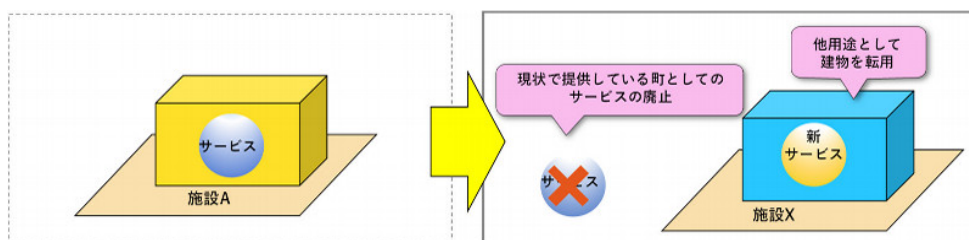


#### ④ 廃止

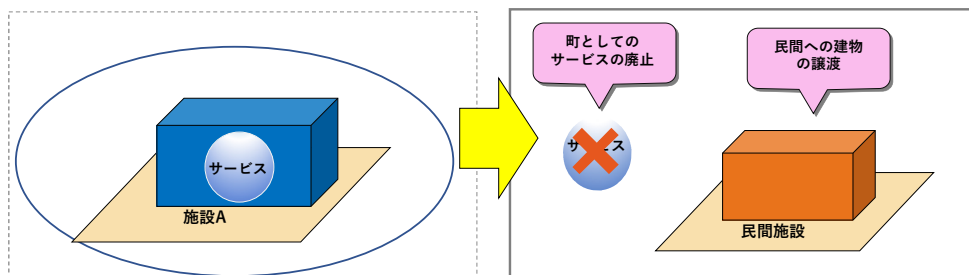
ア 除却：町としてのサービス及び建物を廃止し除却するもの。



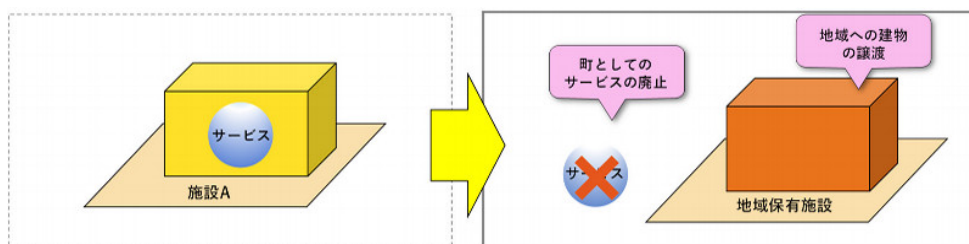
イ 転用：町としてのサービスを廃止し、他用途として建物を活用するもの。



ウ 民間譲渡：町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を民間へ譲渡するもの。



エ 地域移譲：町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を地域団体等へ譲渡するもの。





## (8) 統合や廃止などの実施方針

(7) で示した統合や廃止は、保有優先度<sup>※1</sup>や施設の基礎情報（建築年、延床面積、構造、建物の老朽度）、利用状況・コスト状況（維持管理費等の情報）及び施設の劣化度から総合的に判断し、個別施設計画において再編の方向性を示す。

なお、個別施設計画の計画期間内に「更新」や「規模縮小」として継続利用の方向性が示された施設においては、災害等により予期せぬ改修が発生した場合、再編の方向性や対策の実施時期の再検討を行う。

また、除却した施設の跡地について、他の行政用途がない場合、原則として売却あるいは貸付することで、保有資産のスリム化及び有効利用を図る。

### ※1 保有優先度とは

建築系公共施設（町営住宅・医療施設は除く）においては、人口減少・高齢化社会等、今後想定される社会を見据えて、「20年後も町として提供すべき必要な機能（サービス）は何か」という視点で、施設小分類ごとに保有優先度の検討を行った。

#### ① 保有優先度の考え方

保有優先度の設定においては、「公共性の高さ」、「民間参入の可否」、「地域ブランド向上への寄与」、「他自治体の事例」など、多角的な視点で検討を行った。

#### ② 保有優先度の設定

保有優先度は、高い順に「A」「B」「C」の3段階とし、以下のとおり定義した。

保有優先度	定義
A	行政として担うべき機能 (民間の参入が困難な機能)
B	行政として担うことが望ましい機能 (民間の参入は可能だが、行政として関与することが望ましい機能)
C	行政として担う必要性が低い機能 (民間で担える機能、施設として保有する必要性の低い機能)

#### ③ 保有優先度の検討条件

- a 20年後の能登町を見据える。
- b 施設ではなく、機能で考える。(施設≠サービス)
- c 定性的な視点で検討する。<sup>※2</sup>
- d 優先度が高い機能も、再編（集約・複合化等）の対象とする。

※2 「定性的な視点で検討する」とは、個別施設の利用人数やコスト等の数値的なデータではなく、行政が提供するサービスとしてのあり方について検討すること。

## 5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 5-1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(凡例1) エリアについて

能都地区

柳田地区

内浦地区

(凡例2) 構造について

SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 CB：コンクリートブロック造

S：鉄骨造 W：木造

なお、複数の棟がある施設で構造が異なるものについては主な棟の構造を記載しているが、築年数が大きく異なるものについては区分して表記している。

また、延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

目標耐用年数を「耐用年数」と表記している。目標耐用年数とは、法定耐用年数を超える使用目標年数のこと。本計画では日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」で示されている標準的な耐用年数である60年を採用する。

#### (1) 町民文化系施設

##### ① 集会所

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 移譲に向けての条件設定や改修等の支援など具体的制度設計を行ったうえで、地区と協議し地域移譲を進める。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
藤波地区集会所	36	W	62
藤ノ瀬地区集会所	139	W	42
七見地区集会所	153	W	42
間島集会所	58	W	41
柿生地区集会所	96	W	41
辺田の浜地区集会所	92	W	39
宮地生活改善センター	118	W	39
宇加塚集落センター	100	W	38
大平地区集会所	83	W	38
猪平地区集会所	281	W	37
羽根地区集会所	70	W	36
源平多目的集会所	75	W	33
柏木多目的集会所	103	W	33

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
鮭尾多目的集会所	93	W	33
曾又多目的集会所	108	W	32
真脇地区集会所	167	W	32
漆原多目的集会所	105	W	28
小浦地区集会所	146	W	25
本木地区集会所	197	W	25
武連地区集会所	166	W	24
太田原地区集会所	56	W	20
俎倉地区集会所	92	W	18
田町地区集会所	91	W	18
高齢者等活動施設	189	W	18
木住多目的集会所	99	W	14
四明ヶ丘集会所	164	W	7
矢波地区集会所	130	W	4
当目多目的研修センター	192	W	42
十郎原集落センター	89	W	37
寺五地区生活改善センター	108	W	36
久田農事集会所	106	W	31
五十里集会場	168	W	29
大箱集会所	99	W	29
鴨川集会場	112	W	29
石井集会場	132	W	27
笹川集会場	134	W	27
天坂集会場	110	W	27
鈴ヶ嶺集会場	108	W	26
国光集会所	117	W	26
重年集会所	112	W	24
北河内集会所	114	W	22
上長尾集会所	106	W	20
中ノ又集会所	129	W	17
齊和多目的集会所	150	W	14
野田コミュニティセンター	153	W	14
日詰脇集会所	68	W	4
宮犬地区生活改善センター	143	W	44
河ヶ谷集会場	94	W	35
下市之瀬集会所 (旧九十九湾サイトハウス)	132	W	32

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
赤崎コミュニティセンター	130	W	8
程谷集会所	66	W	5
立壁集会所	83	W	3
内浦長尾集会所	124	W	2
比那集会所	124	W	1
54 施設	6,410		

## ② 公民館

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 分館については、劣化も進んでおり安全面に課題があるため廃止とする。
- ・ 計画期間内に耐用年数を迎えない施設は維持とする。
- ・ 計画期間内に耐用年数を迎えるものは、適正な規模\*で更新する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

※近年建設した公民館の実績から基準面積を概ね 400 ㎡と設定する。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
高倉公民館	947	RC	46
神野公民館	804	RC	39
瑞穂公民館	724	RC	41
柳田公民館	1,411	RC/S	46/1
柳田公民館柳田分館	300	W	不明
上町公民館	344	W	4
上町公民館合鹿分館	975	RC	42
小間生公民館	393	W	1
岩井戸公民館	787	RC	38
岩井戸公民館当目分館	945	RC	53
秋吉公民館	598	RC	48
不動寺公民館	704	RC	48
白丸公民館	353	RC	45
白丸コミュニティ施設	299	W	11
14 施設	9,584		

### ③ 図書館

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
柳田教養文化館	696	W	20
1 施設	696		

### ④ 文化センター

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数を勘案して除却とする。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
ハーモニーセンター・レクリエーションセンター	846	S	51
1 施設	846		

### ⑤ 研修施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して廃止を基本とするが、姫交流センターは整備時の補助金の財産処分制限があるため、維持とする。ただし、本来は廃止を基本とする施設であることから、管理については事後保全型で取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
姫交流センター	732	RC	41
能登広域勤労青少年ホーム	523	RC	32
内浦多目的交流研修施設	342	W	40
3 施設	1,597		

## (2) 社会教育系施設

### ① 博物館等

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 真脇エリアを文化ゾーンとして位置付け、郷土館・歴史民俗資料館・益谷秀次記念館・西谷啓治記念館の収蔵物については旧真脇小学校へ集約化を検討する。
- ・ その他の施設は、保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
郷土館	435	W	52
歴史民俗資料館	424	W	46
益谷秀次記念館	103	W	39
西谷啓治記念館	132	W	53
真脇遺跡縄文館	751	RC	23
藤波テニスミュージアム	126	RC	5
能登内浦のドブネ収蔵庫	429	W	4
石川県柳田星の観察館満天星	858	SRC	28
8 施設	3,258		

### ② 美術館

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
町立美術館 羽根万象美術館	606	RC	31
1 施設	606		

### (3) スポーツ・レクリエーション施設

#### ① 体育館

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 能都第二体育館以外の体育館を、総合運動公園として他のスポーツ施設も有し、利用者数の多い内浦体育館に集約化する。
- ・ 能都体育館・柳田体育館については、当面の間は使用を継続するが、改修や大規模修繕が発生した場合はこれを行わず使用を停止する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能都体育館	1,499	SRC	41
能都第二体育館	1,573	SRC	37
柳田体育館	1,397	SRC	40
内浦体育館	2,965	SRC	40
内浦スポーツ研修センター	689	RC	42
5 施設	8,123		

#### ② 野球場

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 総合運動公園として、他のスポーツ施設も有し利用者の多い内浦野球場に集約化を検討する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能都野球場	42	S	42
柳田野球場	87	RC	40
内浦野球場	81	RC	41
3 施設	210		

### ③ 競技場

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して藤波運動公園多目的広場は維持、内浦陸上競技場（管理棟）は除却とする。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積（㎡）	構造	経過年数
藤波運動公園多目的広場（ピアツツァ）	551	RC	22
内浦陸上競技場（管理棟）	70	CB	40
2 施設	621		

### ④ テニスコート

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積（㎡）	構造	経過年数
藤波運動公園管理中央センター	501	RC	37
屋内テニスコート	4,169	S	30
2 施設	4,670		

### ⑤ 武道館

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 町の武道場としては内浦第二体育館に集約化し、現在の能都中学校雄志館は除却とするが、能都中学校の柔剣場としては、規模を縮小して更新する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。



### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能都中学校 雄志館	647	SRC	40
内浦第二体育館	1,003	RC	29
2 施設	1,650		

## ⑥ 観光施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
のと九十九湾観光交流センター	927	W	0
1 施設	927		

## ⑦ その他観光施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数から維持を基本とするが、赤崎海岸休憩舎は利用状況を勘案し除却とする。
- ・ 九里川尻湾野営場及び赤崎海岸休憩舎については、石川県立能登少年自然の家への譲渡も検討する。
- ・ 民間サービスが基本である施設は、民間譲渡も検討する。
- ・ 維持とする施設については、利用期間が限られる施設が主であることから、事後保全型で取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
九里川尻湾野営場	40	W	37
赤崎海岸 休憩舎	132	W	32
五色ヶ浜海水浴場管理棟	104	W	29
恋路海水浴場更衣施設	107	W	27
九十九湾園地	446	W	不明
5 施設	829		

## ⑧ 飲食等施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度から民間アイデアの活用や官民連携の可能性を検討するが、利用状況を勘案し、段階的に集約化を進める。
- ・ 集約化により維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
柳田植物公園 合鹿庵	186	W	35
柳田植物公園 レストラン花菖蒲	288	RC	34
柳田植物公園 ふれあいハウス	386	S	32
柳田植物公園 売店	238	RC	21
4 施設	1,098		

## ⑨ 宿泊施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 類似施設の集約を前提として民間譲渡や民間活用を進め、宿泊施設の規模を適正化する。
- ・ 宿泊需要への対応については、各施設の経営分析等を行ったうえで、サウンディング調査<sup>\*</sup>、市場性の把握など別途詳細な検討を行う。
- ・ 民間譲渡や民間活用が進まない場合は、集約化を検討する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

※サウンディング調査とは

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。また、対象事業の検討段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するもの。(国土交通省資料より)

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
宮地交流宿泊所こぶし (体育館含む)	960	RC/S	50
国民宿舎能登うしつ荘	2,904	RC/W	37/29/27
真脇ポーレポーレ	1,749	RC	24
国民宿舎能登やなぎだ荘 (御前含む)	2,490	RC	44/35
セミナーハウス山びこ	1,139	W	30/26
柳田植物公園 アストロコテージ (H5/H10)	577(274/303)	W	27/22
ラブロ恋路	1,452	RC	17
8 施設	11,271		

### ⑩ 温浴施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 隣接する宿泊施設と一体的に取り扱うことが必要であり、宿泊施設の再編に合わせて民間譲渡を基本とするが、民間譲渡が進まない場合は維持を検討する。
- ・ 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
縄文真脇温泉浴場	319	S	6
国民宿舎能登やなぎだ荘 温泉センター	409	RC	30
2 施設	728		

## (4) 産業系施設

### ① 農業振興施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 現在の指定管理者等への民間譲渡を基本とする。
- ・ 維持とする施設については、費用対効果を勘案し事後保全型で取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
農林産物加工処理施設 (柏木)	130	W	16
畜産センター	1,181	W/S	33/24/22
農林産物加工処理施設 (上町)	1,110	W/RC	24
ブルーベリー普及センター	39	W	10
福光堆肥センター	2,639	S	23
農林水産物加工開発センター	495	RC	22
農業用研修施設	123	S	不明
7 施設	5,717		

### ② その他農業振興施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 農園のあり方も含めて検討するが、当面は維持とする。
- ・ 本施設については、利用状況や保有優先度を勘案し事後保全型で取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
七見台潮騒体験農園管理棟	175	W	15
1 施設	175		

### ③ 漁業振興施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 現在の指定管理者等への民間譲渡とする。
- ・ 譲渡までの期間は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。
- ・

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
宇出津港水産物鮮度保持施設	1,601	RC	4
宇出津港水産物加工処理施設	515	W	4
2 施設	2,116		

#### ④ 産業振興施設

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 現在の指定管理者等への民間譲渡とする。
- ・ 民間譲渡が進まない場合は、当面維持することも検討する。
- ・ 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底する。ただし、施設・設備の長寿命化に際し、多額の費用が必要になった場合は、施設のあり方も含めて慎重に検討を行う。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能登海洋深層水施設	426	RC/W	15/9
1 施設	426		

#### ⑤ 特産物直売所

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して鮭尾直売所は民間譲渡とするが、特産物等直売施設（桜峠直売所）は道の駅であるため維持とする。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
鮭尾直売所	20	W	8
特産物等直売施設（桜峠直売所）	129	W/RC	24/5
2 施設	149		

#### (5) 学校教育系施設

##### ① 小学校

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 今後の児童数の推移も踏まえて、別途再編等の検討が必要と考えられる。
- ・ 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な

視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
宇出津小学校	6,549	RC	44
鶉川小学校	3,447	RC	41
柳田小学校	5,441	RC	18
松波小学校	4,209	RC	50
小木小学校	4,356	RC	40
5 施設	24,002		

## ② 中学校

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 今後の生徒数の推移も踏まえて、別途再編等の検討が必要と考えられる。
- ・ 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能都中学校	6,193	RC	7
柳田中学校	4,457	RC	42
松波中学校	5,082	RC	47
小木中学校	4,884	RC	43
4 施設	20,616		

## (6) 子育て支援施設

### ① 保育所

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に基づき、維持を基本とするが施設の劣化が進んでいるしらさぎ保育所とひばり保育所は集約化して新設する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
しらさぎ保育所	1,119	RC	46/40/20
ひばり保育所	972	SRC	44/21
鶺川保育所	497	W	19
柳田保育所	759	W	15
4 施設	3,347		

### ② 児童館

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 各地区における子どもの居場所機能として、維持を基本とするが、老朽化している施設は規模を縮小して更新する。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
こどもみらいセンター	1,034	SRC	43
まつなみキッズセンター	466	W	47
2 施設	1,500		

## (7) 保健・福祉施設

### ① 社会福祉施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に基づき、計画期間内は維持とするが、運営に関しては見直しを検討する必要がある。
- ・ 大規模改修時には、現在提供されているサービスの見直し及び他施設機能複合化を検討する。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能登七見健康福祉の郷「なごみ」	2,527	RC	16
1 施設	2,527		

## ② 介護福祉施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
藤波デイサービスセンター	401	RC	29
七見デイサービスセンター	253	RC	16
小木デイサービスセンター/ (小木生きがいデイサービスセンター)	439	RC/(W)	25/(19)
3 施設	1,093		

## ③ 老人福祉施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方にに基づき、他施設への複合化を基本とし、建物は除却とする。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
老人憩の家たなぎ荘	523	RC	41
老人福祉センター笹ゆり荘	648	RC	40
老人福祉センター山せみ荘	392	RC	38
老人憩の家九十九荘	129	W	35
4 施設	1,692		



## (8) 行政系施設

### ① 消防庁舎

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき、維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能登消防署	1,433	RC	4
能登消防署 宇出津分署	1,499	RC	3
能登消防署 内浦分署	975	RC	24
3 施設	3,907		

### ② その他消防施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 令和 22 年度時点で耐用年数を迎えないものは、維持とし、更新が必要なものは適正な規模\*で更新を行う。
- ・ 本施設については、倉庫・車庫機能が主であるため事後保全型で取り組む。  
※宇出津第 1・第 2 分団詰所（旧宇出津分署）と小間生分団詰所を除く、全分団詰所の平均値から基準面積を 100 ㎡と設定する。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
宇出津第 1・第 2 分団詰所（旧宇出津分署）	1,619	RC	39
高倉分団詰所	132	S	23
神野分団詰所	84	S	38
三波分団詰所	100	S	36
鵜川分団詰所	156	S	37
山田分団詰所	120	S	35
柳田地区消防団拠点施設（柳田分団詰所）	160	S	22
上町分団詰所	69	W	24
上町分団斉和部詰所	56	W	25
小間生分団詰所	259	W	28

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
岩井戸分団詰所	60	W	31
松波分団詰所	44	S	48
秋吉分団詰所	89	W	24
不動寺分団詰所	89	W	20
白丸分団詰所	89	W	22
小木分団詰所	173	W	46
16 施設	3,299		

### ③ 行政庁舎

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方にに基づき、維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能登町役場	6,414	RC	1
1 施設	6,414		

### ④ 総合支所

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方にに基づき、維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
柳田総合支所	494	W	1
1 施設	494		

### ⑤ その他行政系施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方にに基づき、機能としては維持とするが、計画期間内に耐用年数を迎

える崎山山村開発センターは、機能を他施設へ複合化し、除却する。

- ・ 維持とする施設のうち情報ネットワークセンターについては、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。
- ・ 柳田地区水防倉庫及び防災備蓄倉庫については、定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
崎山山村開発センター	645	RC	45
情報ネットワークセンター	462	RC	39
柳田地区水防倉庫	221	RC	30
防災備蓄倉庫	515	RC	25
4 施設	1,843		

## (9) 公園

### ① 公園施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方にに基づき維持を基本とするが、真脇遺跡公園・柳田植物公園（管理施設）は、使用していない施設を除却したうえで維持する。
- ・ 維持とする施設については、日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
真脇遺跡公園	158	S	27
柳田植物公園（管理施設）	1,243	CB/S/W	16
2 施設	1,401		

## (10) 供給処理施設

### ① 廃棄物処理施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方にに基づき、機能としては維持とするが、受入制限中である内浦埋立

処分場の管理棟は除却する。

- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
衛生センター	1,198	SRC	31
能都埋立処分場 (管理棟)	46	S	24
内浦埋立処分場 (管理棟)	50	SRC	不明
3 施設	1,294		

### ② 火葬場

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき、維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能登三郷斎場 (火葬場)	1,590	RC	24
1 施設	1,590		

### ③ 葬祭場

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき民間譲渡とし、サウンディング調査等、別途調査を行う。
- ・ 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能登三郷斎場 (多目的交流センター 第1ホール)	777	RC	24
能登三郷斎場 (多目的交流センター 第2ホール)	764	RC	14
2 施設	1,541		

#### ④ その他供給処理施設

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき、廃止を基本とするが、環境資材倉庫が担う倉庫機能は他施設への複合化を検討する。
- ・ 維持とする場合は、定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
フルーツ管理センター	148	RC	24
環境資材倉庫	346	RC	9
内浦クリーンセンター	1,297	SRC/S/S	23/23/23
3 施設	1,791		

#### (11) その他

##### ① 公共交通施設

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき、バス乗務員休憩所についてはバス事業者への民間譲渡とする。
- ・ 柳田天坂バス停留所、小木港バス待合所については維持とし、日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
バス乗務員休憩所	49	W	5
柳田天坂バス停留所	49	W	18
小木港バス待合所	54	W	15
3 施設	152		

##### ② トイレ

##### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき、維持を基本とし日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。また、利用状況を精査し、除却も検討する。ただし、除却

前に地域移譲を打診する。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
ベイエリアポケットパーク公衆便所	58	RC	26
藤波長島公園トイレ	14	RC	18
岩井戸休憩所	50	W	19
秋吉あまめはぎ公園 便所	43	W	29
日和山公園 便所	8	W	20
赤崎公衆便所	6	W	14
6 施設	179		

## (12) 複合施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 機能が多岐にわたっており、耐用年数を迎えないものは維持を基本とするが、鵜川公民館（公民館・鵜川支所）の公民館部分は、適正な規模\*で更新する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

※公民館と同様に、基準面積を概ね 400 ㎡と設定する。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
鵜川公民館（公民館・鵜川支所）	887	SRC	42
観光・地域交流センター（コンセールのと） （宇出津公民館・中央図書館・バス待合所・ 観光情報ステーション）	1,997	W	6
小木地域交流センター（小木支所・小木公民館）	907	S	29
内浦総合支所（総合支所・松波公民館・松波 図書館（分館））	1,888	S	1
4 施設	5,679		

### (13) 用途廃止施設

#### ① 旧施設

##### 【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、順次除却を進める。ただし、旧真脇小学校は、収蔵物の集約先として活用する。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
旧鶉川小学校	2,229	RC	52
旧瑞穂小中学校	3,620	RC	48
旧三波小学校	2,574	RC	42
旧神野小学校	1,665	RC/S	54/35
旧真脇小学校	3,117	RC	33
旧宇出津公民館	890	RC	43
旧能登町役場	4,036	RC	48
旧公用車駐車場	91	S	11
旧柳田小学校	2,930	RC	54
旧内浦健康福祉センター	310	W	54
旧内浦庁舎	2,803	SRC	43
旧松波駅	131	CB	22
旧訪問看護ステーション事務所	36	S	48
13 施設	24,432		

#### ② 普通財産

##### 【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、譲渡や売却を検討し、改修や更新は行わない。

##### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
旧神野保育所	320	RC	34
旧小間生公民館	1,227	W	62
旧柳田分署	358	RC	不明
旧小木幼稚園	462	W	48
内浦町農業総合センター	494	W	32

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
元小木漁協倉庫	337	S	15
旧内浦土地改良区事務所	87	不明	不明
7 施設	3,285		

### ③ 譲渡検討施設

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 金沢大学に譲渡を検討する。

#### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
能登海洋水産センター	1,044	S	1
1 施設	1,044		

## 5-2 その他建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

### (1) 町営住宅

#### 【管理に関する基本的な方針】 ※公営住宅等長寿命化計画より抜粋

##### ①ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理に関する方針

- ・ 公営住宅等の長寿命化に向けては、対処療法的な「事後保全」でなく、故障や不具合を未然に防ぐ「予防保全」を推進する必要がある。予防保全によって入居者の安全を確保するとともに、設備機能の停止を回避することが可能となる。
- ・ 計画的な予防保全を実施するためには、故障や不具合の兆候を早期に発見することが重要となる。このため、定期点検や日常点検、法定点検を適切に実施し、ストックの状況をデータベース等に記録し、公営住宅等の着実かつ効率的・効果的な修繕・維持管理に役立てる。

##### ②長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

- ・ ①で示した予防保全の観点に基づく日常的な保守点検や計画修繕、改善事業の充実によりストックの長寿命化を図ることは、従来型の短いサイクルでの更新に比して、ライフサイクルコストの縮減にもつながる。
- ・ 今後の公営住宅等の改善事業の実施にあたっては、建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下等を未然に防ぐ、予防保全的な改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。



## 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
田の浦町営住宅 1～3号棟	145	W	61
城野町営住宅 1～24号棟	3,207	W	1～28
中央町営住宅 2号棟	214	簡易耐火	46
新港町営住宅 1号棟	861	RC	31
波並町営住宅 1～5号棟	491	簡易耐火	42
鵜川町営住宅 1～25号棟	1,097	W	41
桜木団地共同施設・桜木町営住宅 1～2号棟	2,856	RC	19
姫団地 1号棟	1,227	RC	26
鵜川駅前団地 1号棟	535	RC	21
たなぎ団地 1号棟	1,784	RC	16
城野町営住宅 (元教員住宅)	49	W	54
ひかり団地 1～5号棟	585	W	30
いしい団地 1号棟	228	W	21
さくら団地 1～9号棟	1,666	W	26
わすみ団地 1～13号棟	3,087	W	20
梅ノ木団地 2～5号棟	1,059	W	0～8
枇杷坂団地 1～6号棟	1,424	簡易耐火	43
もちの木団地 1～10号棟	833	簡易耐火	42
九十九団地	709	RC	42
19施設	22,057		

## (2) 医療施設

### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ 地域医療の基幹病院として、医療・保健・福祉の総合的なサービスと格差のない医療の提供を果たすため、今後も必要な機能を確保する。
- ・ 施設の管理にあたっては、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に努める。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
公立宇出津総合病院	10,727	RC	29
公立宇出津総合病院 (看護師住宅)	235	W	6
公立宇出津総合病院 (医師公舎)	461	RC	31
公立宇出津総合病院 (医師住宅 1~3号棟)	412	W	31
公立宇出津総合病院 (医師住宅 5号棟)	82	W	49
公立宇出津総合病院 (医師住宅 6~7号棟)	248	W	29
公立宇出津総合病院 (医師住宅 8~11号棟)	524	W	27
公立宇出津総合病院 (医師住宅 12号棟)	131	W	19
公立宇出津総合病院 (医師住宅 13号~17号棟)	307	W	10
公立宇出津総合病院 (医師住宅)	137	W	31
10 施設	13,266		

### (3) バス待合所

#### 【管理に関する基本的な方針】

- ・ バス待合所については、地区と協議し地域移譲を進める。

### 【施設一覧】

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
田谷出バス待合所	2	W	13
曾又バス待合所	2	W	13
宇加塚バス待合所	2	W	13
なごみバス待合所	6	W	15
矢波弁天バス待合所	6	W	15
辺田の浜バス待合所	8	S	7
宇出津病院前バス待合所	13	S	15
縄文真脇温泉口バス待合所	8	S	13
能登瑞穂バス待合所 (上り)	8	W	26
能登瑞穂バス待合所 (下り)	17	S	26
鵜川口 (上り) バス待合所	6	W	15
中斉丑屋地バス待合所	7	W	18
上河内バス待合所	7	W	18
下河内バス待合所	13	W	17

施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過年数
西谷バス待合所	7	W	17
東谷バス待合所	7	W	18
四谷バス待合所	7	W	17
金山バス待合所	7	W	17
柳田バス待合所	7	W	18
上町公民館前バス待合所	7	W	18
笹川バス待合所	7	W	18
中の又バス待合所	15	W	18
兜地バス待合所	13	W	18
立岩地バス待合所	7	W	18
黒川バス待合所	7	W	18
多々羅バス待合所	7	W	17
小木の又バス待合所	7	W	17
久田バス待合所	7	W	17
能海山市場バス待合所	7	W	18
寺分バス待合所	7	W	17
原反保バス待合所	2	W	13
神和住バス待合所	7	W	17
中齊バス待合所	7	W	17
能登新保バス待合所	6	W	15
九里川尻バス待合所	6	W	15
九ノ里薬師寺前バス待合所	6	W	15
松波城跡公園口バス待合所	6	W	15
小木本町バス待合所	10	W	40
元 日和山口バス待合所	9	W	37
九十九湾バス待合所	6	W	15
上ライスセンター前バス待合所	6	W	33
41 施設	299		

## **5-3 インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針**

### **(1) 道路**

- ・ 道路の補修や改良にあたっては、道路の重要性に応じて管理水準を変えるなど、優先順位を定め、財政状況を勘案しながらコストの縮減や平準化に努める。
- ・ 主要な道路や道路付属施設等について、国が定める点検実施要領に基づき、定期的な点検を実施し、維持修繕を行う。その他の生活道路等については、日常パトロールによる点検を実施、維持修繕を行う。

### **(2) 橋梁**

- ・ 能登町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高いものから順次補修や架替えを進める。また今後は、同一地区で複数の架橋がある場合、集約化も検討する。
- ・ 橋梁を良好な状態に保つため、定期的なパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努める。
- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

### **(3) 公園等**

- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
- ・ 公園遊具の点検結果のみならず、利用実態を踏まえ、利用頻度の低い遊具等は撤去も検討する。

### **(4) 河川・ダム・砂防**

- ・ 破損のおそれがある護岸や堤体については、優先度の高いものから順次補修・改修工事を実施する。
- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、浸水被害等の防止・軽減を図る。さらに、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

### **(5) 海岸・漁港**

- ・ 老朽化が見られる施設については、優先度の高いものから順次補修・改修工事を実施する。
- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、浸水被害等の防

止・軽減を図る。さらに、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

## **(6) 上水道施設**

- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
- ・ 能登町水道事業アセットマネジメントに基づき、管理及び計画的な更新を行う。

## **(7) 下水道施設**

- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
- ・ 能登町下水道ストックマネジメント計画に基づき、管理及び計画的な更新を行う。

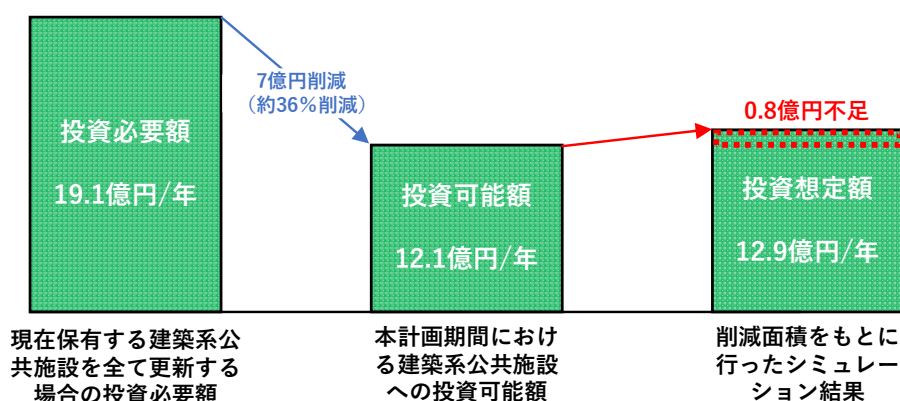
## 6章 計画の推進

### 6-1 計画推進後の更新経費の見込み

建築系公共施設の投資想定額は、第1期能登町公共施設個別施設計画を推進することにより、年間12.9億円となる見込みであり、投資可能額は年間12.1億円と設定しているため、年間0.8億円程度の財源が不足する結果となった。これは更新（建替え）及び大規模改修の更新単価が施設分類によって異なっていることが要因である。

また、人口減少に伴う財政規模（地方交付税等）の縮小や地方債制度の変更に伴い、想定している財源を確保できない可能性もある。よって、財源の不足分については、将来世代の負担を軽減するため、基金として積み立てていくことが必要である。

図6-1：個別施設計画を推進することによる更新経費の見込み



### 6-2 計画の推進方策

#### (1) 町民との情報共有

公共施設の保有量等の適正化や再編は、短期間に進むものではないことから、中長期的な視点により、着実に実行していく必要がある。一方で、社会情勢の変化に伴い、公共施設の利用ニーズについても変化していくことが予想されることから、町民の方々との情報共有を密にし、官民が連携して公共施設マネジメントに取り組む必要がある。

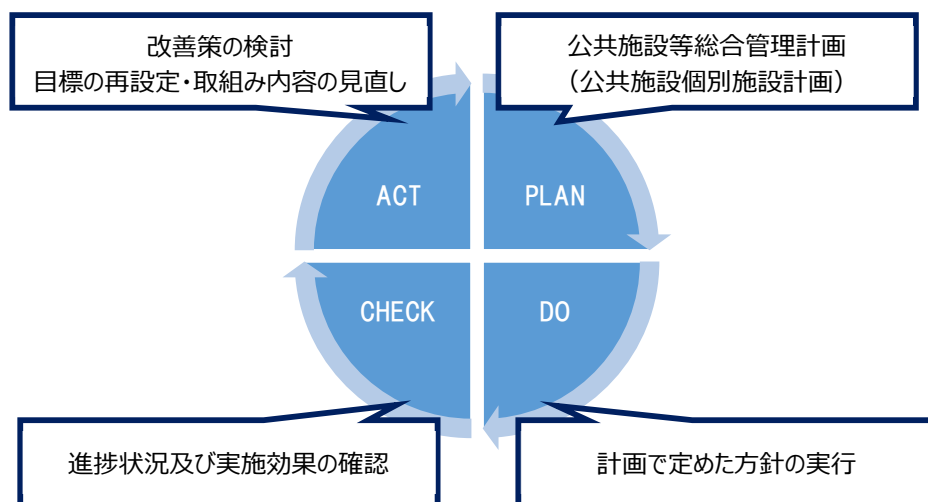
#### (2) 計画の進捗管理・見直し

本計画を着実に進めていくために、PDCA サイクルによるフォローアップを実施し、公共施設で提供する行政サービスの量及び質のマネジメントを行う。

毎年、各施設の利用状況や経費等の増減、短期的に取り組む事業等の進捗状況を確認し、目標の達成状況や実施効果を評価する。また、各施設の運営実態や本計画の進捗状況、関連

計画の更新時期等を考慮しながら、適宜計画の見直しを行う。

図 6-2：フォローアップの実施方針



### (3) 推進体制

#### ① 全庁的な取組みの推進

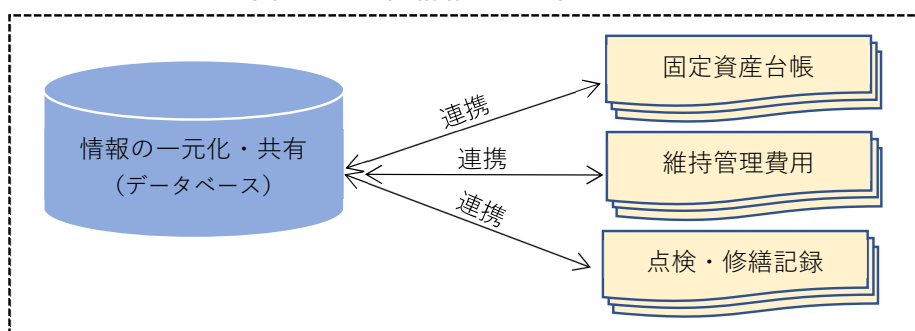
本計画の推進を図るため、施設重視から機能重視へ発想を転換するという考えに基づき、本町の施設全体を統括する部署を設置することを検討する。また、当該部署だけでなく施設所管部門、総務部門など全庁的な連携及び調整を行うとともに、町民や議会等との情報共有や合意形成を図りながら、取組みを進めていく。

また、個別のプロジェクトについては、プロジェクトごとに部署横断的なチームを立ち上げ、多角的に検討する体制を構築する。

#### ② 施設情報の一元化

固定資産台帳、維持管理費用、点検・修繕の記録など公共施設の維持管理情報を一元化し、データを蓄積することにより効果的・効率的な維持管理を進めていくとともに、施設を客観的に評価できる仕組みを構築する。

図 6-3：施設情報の一元化イメージ







**能登町公共施設等総合管理計画  
改訂版**

平成 29 年 3 月策定  
令和 3 年 12 月改訂

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

TEL : 0768-62-8535

FAX : 0768-62-4506 【代表】

